

史學要

卷五

福岡第一師範學校
(學校圖書)

登錄 番號	第	號
歷史科學門		
北九州史部		
分類 番號	總記	項
年表		
次		
全冊ノ内第		
分類 番號	第	號
253.038		

T 1A1

24

W 35

西史學要卷五

史記

英國史

第一章

米國 烏斯多爾原撰
日本 和久正辰譯述

羅馬人英國ヲ征服ス サキ
ソンス族英國ヲ侵略ス 七
國政治 即チ紀元前五十五
年ヨリ紀元後八百二十七年
ニ至ル

(一) 英國ノ歴史ハ世人ヲ訓戒スルノ材料ニ富

西史學要卷五

圖書 和圖書 遡



a 1 3 8 0 3 2 3 5 6 5 a

福岡教育大学蔵書

こ讀ム者ヲシテ其有趣ナルニ感動セシムルヲ
遙ニ古今萬國ノ史乘ニ卓絶ス蓋シ當初草昧野
蠻ノ低位ニ在リテ漸ク興テ遂ニ屹然無比ノ強
國ト為リ昇平戰時ノ技術共ニ進歩シ通商蓄財
ノ道大ニ開ケ智徳ノ發達愈大ナルニ至レハナ
リ
(二) 英國ニ在テハ志士自由ヲ唱ヘテ虐政ニ抗
シ往々聞クニ忍ヒサルノ慘闘ヲ演スルアリ古
今英國ノ多事ナル國人國ヲ愛スルノ心深クシ
テ常ニ人權自由ヲ重スルノ厚キ他邦未タ其比

ヲ見サル所ニシテ志氣ノ高尚ナル才智ノ俊秀
ナル卓然宇内ニ冠絶ス

(三) 我カ北亞聯邦ノ國民ニ重要ナルモノハ英
國史ナリ之ヲ要スルニ其祖多クハ英國ニ出テ
國語文學政治宗教マタ英國ニ由来スルモノ多
シ而シテ英國ノ史記ハ實ニ其沿革ヲ記スルモ
ノナレバナリ

(四) 英國ノ人民政教ノ自由ヲ得ント欲シテ苛
政ニ抗シ妄信ヲ破リ死生ノ間ニ奔走ス吾人其
史ヲ讀テ感激情ヲ同フスル特ニ深キヲ覺フ蓋

シ國祖マタ此事ニ與ルナシトセス當初其居ヲ
此地ニ移シ我國漸ク強盛ヲ致シタルハ畢竟本
國ノ抑制ヲ受ケテ其難ニ堪ヘサルニ起因スル
ヲ以テナリ往昔英國烈士ノ艱苦ヲ想ヘハ同感
ノ情愈切ニシテ殊ニジヨン、ハンブデンノ如キ
ハ國人ソノ事跡ヲ銘記シテ之ヲ尊重スル敢テ
英國ニ讓ラサルナリ

(五) 羅馬人不烈顛舊稱ヲ征服スルノ前ニ在
テハ天下絶ヘテ其國アルヲ知ル者ナシ紀元前
五十年ゼリウスセリサル来リ攻メ島地ノ一小

部ヲ略ス羅馬帝クロヂウス位ニ在ルノ日羅將
ロストリウス不王カラクタキユスヲ破リ之ヲ
擄獲シテ羅馬ニ檻致ス子ロノ時セウトニウス
女王ボロデーシア帥ユル所ノ不軍ヲ破ル紀元後
七十八年アグリコラ初メテ不烈顛ニ上陸シ島
蕃ヲ戡定シテ遂ニ羅馬ノ屬地ト為ス加烈土尼
亞按蘇古蘭ノ舊稱ナリノ首長ガルガキユス力戰之ヲ拒
クアグリコラ数年ヲ出テスシテ盡ク島地ノ南
部ヲ略ス

(六) 是時ニ當テ嶋蕃風俗鄙野ニシテ分レテ數

部ノ種族ト為ル其衣ハ則チ獸皮ヲ用ヒ其家財ハ則チ武器牛羊ニ過キス信スル所ノ宗教ハ達イザム土教ニシテ迷溺殘忍ヲ極ム祭司ヲドルイド族ト名ク權ヲ執ル甚タ大ナリ其ノ人ニ教ユルヤ靈魂移傳ノ説ヲ以テシ神ヲ祭ルニ人ヲ殺シテ之ニ供スル其數幾百ナルヲ知ラス

(七) 羅馬人島地ヲ横断シテ三條ノ長城ヲ築キ以テ北夷ノ侵入ヲ防ク第一回ニハ羅帝アドリアン草層ヲ以テ之ヲ築クソルウエーノ海門ヨリタイン河口ニ至ル第二回ニハアントニウス

土石ヲ以テ之ヲ建ツフオールス河口ヨリクリツド河口ニ至ル第三回ニハセベリウス石ヲ以テ之ヲ造ル其經程幾ントアドリアン設クル所ノ長城ニ並行ス其他羅馬人ノ起工ニ係ルモノ少シトセス其遺跡今ニ於テ猶ホ存ス降テ第五世紀ニ至リ羅馬人終ニ不烈顛ヲ去ルジヨリウスセーサル來攻以還正ニ四百六十五年ナリ

(八) 後チ幾モナクスコツツ族及ヒピツクツ族島地ノ北方ヨリ起リ境ヲ侵シテ國中ヲ蹂躪ス鳴蕃アトニソノ苦ニ堪ヘス援ヲサキソンス族ニ求ム

サキソンス族ハ慄悍戰ヲ好ミ日耳曼ノ北部ニ住スル蠻民ナリ四百四十九年ヘンダスト及ヒホルサ兄弟二人サキソンス族千六百人ヲ率テ來リ援ク一撃ニシテスコツツ族及ヒピツクツ族ヲ破リ之ヲ北方ニ逐フ

(九) サキソンス族不烈顛ノ自國ニ優ルヲ悟リ更ニサキソンス族アングルス族及ヒジウトス族ヲ併セ新兵五千人ヲ日耳曼ニ募リ以テ不烈顛ヲ征略シ遂ニ土蕃ヲ服ス其服セサル者ハ或ハ之ヲ嶋外ニ放チ或ハ之ヲ山間ニ逐フ而シテ

英國ノ名稱ハ即チアングルス族ニ出ツルナリ

(十) 後チ土蕃大ニサキソンス族ト戰フ人或ハ曰フ英王アルヅル奮勇十二戰ヲ經テ咸クサキソンス族ヲ破リタリト世人多クハ名王アルソルノ事跡ヲ以テ小説ニ均シト為スト雖氏ロルドベールコンノ言ニ依レハアルヅルノ行跡ハ獨リ小説ニ類スル者アルハミナラス實事ハ以テ其聲譽ヲ顯表スルニ足ルモハ多シト然リ而シテサキソンス族遂ニ之ニ勝ツサキソンス族入冠以還百五十余年ニシテ七國政治立ツ連續ニ

百有余年其間内訌踵ヲ接シテ至ルウエツセツ
 キスノ世祖セルデツクノ族統エグベルト慎重
 ニシテ氣力アリ終ニ之ヲ聯結シテ一王政ト為
 シ名ケテ英國ト云フ實ニ八百二十七年ナリ
 (士) 是ヨリ先キ二百三十余年羅馬教王グレゴ
 リー偉王オーグステンヲシテ僧侶四十人ヲ携
 ヘテ不烈顛ニ入りサキソンス族ヲ説テ耶蘇教
 ニ歸依セシム鳥蕃概子已ニ之ヲ信奉セリト雖
 氏風俗猶ホ野蠻ニ属シ且ツ當時未タ耶蘇教ノ
 完備セサル以テ其矇昧ヲ啓キ其兇猛ヲ化スル

ニ足ラス

第二章

王政ノ創立ヨリノルマンス
 族ノ侵略ニ至ル 即チ紀元
 後八百二十七年ヨリ千六十
 六年ニ至ル

- (一) エグベルト王政ヲ創立シテヨリ未タ幾ナ
 ラズダニス族境ヲ侵シ掠奪ヲ縱ニシ國中ヲ蹂
 躪ス之ヲ英國上古史中ノ一大著跡トス
- (二) 八百七十二年英國第九世ノ王アルフレツ
 ト偉王立ッ其位ニ在ルヤ成績特ニ著ハレ王政

ノ初ニ當テ史編自ラ一大紀年ヲ成スアルフレ
ツト一年ニシテハ戰盡クダニス族ヲ破ルダニ
ス族新兵ヲ募リ境ヲ侵シ闔國ヲ蹂躪スル愈甚
シ遂ニアルフレツトヲシテ伏求和ヲ講セシム
アルフレツト難ヲ避ケテ僻陬ニ居ル数十月其
間變粧シテ農夫ト為リ牧夫ノ家ニ仕フ一日ソ
ノ家婦アルフレツトヲシテ炮餌ヲ監視セシム
アルフレツト之ヲ顧ミス餌終ニ炙壞ス家婦怒
テ大ニ之ヲ面責セリト云フ

(三) 敵兵勝戰ヲ以テ自ラ警ヲ怠リ部下ノ將卒

其虚ヲ衝テ之ヲ破ル是ニ於テアルフレツト竊
ニ起テ琴仙ト為リ敵陣ニ入テ其情ヲ窺フアル
フレツト大稟善ク彈ヌ敵王ゴスルム之ヲ聽テ
大ニ感動シ興ニ乘シテアルフレツトヲ陣中ニ
留ムル数日間アルフレツト遂ニ敵兵ノ不警ヲ
看破シ去テ大軍ヲ募リ急ニ襲撃シテ大ニ之ヲ
破ル殘殺算ナシ

(四) 既ニシテアルフレツト國中ノ紛擾ヲ治メ
平和ヲ復シテヨリ以來親ヲ奮テ昇平ノ技術ヲ
攻究シ臣民積年ノ艱苦ヲ濟ヒ之ヲ教ヘテ矇昧

野蠻ノ習俗ヲ脱却セシム之ヲ史家ノ諸説ニ徴スルニアルフレット英國ヲ分テ數郡ト為シ法典ヲ編成シテ陪審ノ法ヲ設ケ大學ヲオキスフオールドニ開キテ小學ヲ各地ニ立テ且ツ數部ノ書籍ヲサキソン語ニ譯シ以テ國人ヲ訓誨ス

(五) アルフレットハ暗世ノ光暉ナリ内行外政共ニ一世ニ卓絶シ前古無比ノ英主ナリ之ニ加フルニ文武兼子備リリテ戰ニ臨ミ法ヲ立テ學ヲ講スル當時ソノ右ニ出ル者ナシ

(六) 九百年其子エドワード嗣テ立ツエドワー

ド長王ノ副号アリ蓋シ英王ニシテエドワードヲ稱スル之ヲ以テ嚆矢ト為スナリエドワード父王ノ武才ヲ承クノルソングリアニス族及ヒダニス族英國ノ北方ニ據リ其勢猖獗ナリ在位ノ間常ニ之ト鬪ヒ連戰咸ク克ツ

(七) アゼルスタン立ツ天資英明ニシテ國人敬服スダニス族ノルソングリアニス族スコツツ族アイリツス族及ヒウエルス族ト戰テ屢之ヲ破ル遂ニ版圖ヲ擴メ國威ヲ張ル學士ニ命シテ經典ヲサキソン語ニ繙譯セシメ且ツ法規ヲ設

ケテ三タヒ地中海ニ航スル者ヲシテ紳士ノ位ヲ享ケシム

(八) エドモンド立ツ在位久シカラスシテ強賊レオルフノ刺ス所ト為ルエドレット妄説ニ迷溺シドンスタン常ニ之ヲ舞弄スドンスタン後チカントルブリーノ総牧ト為リ終ニ聖人ノ稱ヲ受ク人ニ向テ詐リ説クニ自ラ魔鬼ト闘フヲ以テス史編往々其奇談ヲ録スドンスタン明敏多才ニシテ陽ニ神聖ヲ粧ヒ陰ニ異圖ヲ挟ムト雖氏如何ヤン時俗ノ冥頑愚昧ナル君民之ヲ仰

テ其駕御ヲ甘受スルニ至レリ

(九) エドウエーニエドウイント稱ス艶女エ
ルギバヲ娶ルエルギバハ其近親ナリドンス
タン之ヲ悦ヒス總牧オド人ヲシテエルギバヲ殺
サシメ殘忍ヲ極ム

(十) エドガルドンスタンヲ舉ケテカントルブ
リーノ總牧ト為シ且ツ之ヲ登用シテ幕賓ノ首
位ニ置ク在位ノ間國中ノ豺狼ヲ盡ススルヲ以
テ其名特ニ著ハルエドガル伯爵デボンシヤ
ノ女エルフリダノ絶色ナルヲ傳聞シ寵臣アザ

ルウオールドヲ遣テ其虚實ヲ鑑定セシムアゼル
ウオールド一見シテエルフリダノ艶媚ナルニ迷
塊シ王ニ復命スルニ實ヲ以テセス自ラ請フテ
之ヲ娶ルエドガル後チ其背反ヲ看破シアゼル
ウオールドヲ殺シテエルフリダヲ娶ル

(士) エドワード嗣テ立ツエドワードハエドガ
ルノ子ニシテ前后ノ生ム所ナリ位ニ在ル四年
竟ニ弑セラル享年十九外母エルフリダノ喉ス
ル所ナリ是ヲ以テ時人エドワードヲ呼テ不幸
冤死ノ王ト名ク

(士) エゼルレツト第二世嗣テ立ツ時二年十一
母ハエルフリダニシテエドガルノ子ナリ資質
懦弱ニシテ不備ノ副号アリ是時ニ當テダニス
族復ヒ境ヲ侵スエゼルレツト臣下ニ命シシ
トブライスノ祭日ヲ以テ男女老少ニ論ナク盡
ク英國移住ノダニス族ヲ殲戮セシム而シテ慘
聞丁抹ニ達ス舉國激忿シテ之カ讐ヲ報セント
欲ス

(士) 丁王スウエイン原エドワード長王ノ女大
兵ヲ將テ来リ攻メ國中ヲ蹂躪スエゼルレツト

ノルマンデーニ走リスウエイン英國獨主ノ王
ト為ル時二千十三年ナリスウエイン在位久シ
カラスシテ殂シエゼルレツト再ヒ其位ニ復ス
エゼルレツト後チ幾モナク殂シ其子エドモン
ド嗣テ立ツエドモンド勇敢ニシテ氣力アリ因
テ鉄邊ノ副号ヲ受クト雖氏以テ國運ノ衰頽ヲ
挽回スルニ足ラス

(五) スウエイン殂スルニ及テダニス族ソノ子
カニウトヲ推シテ英國王ト為ス其弟曾テ丁抹
ノ王位ヲ僭占スカニウト乃チ之ヲ國外ニ逐フ

是ニ於テ親ラ英國ノ王位ニ即クノ正統ナルヲ
唱ヘ大軍ヲ督シテ境ヲ侵シエドモンドニ迫テ
其國ヲ分有ス後チ幾モナクエドモンドノ妹夫
エドリツク反シテ之ヲ殺シカニウト遂ニ獨主
ノ君ト為リ勢威歐洲ヲ壓ス其才略成績共ニ非
凡ナルヲ以テ時人之ヲ偉王ト名ク其ノ治ヲ施
スヤ始ニ在テハ嚴厲刻薄ヲ極ムト雖氏終ニ至
テハ溫柔慈仁ヲ主トス故ニ殂スルニ及テ國人
之ヲ惜ム

(五) 其子ハロルド嗣テ立ツハロルド深ク圍棋

ヲ好ム走馳迅速ナルヲ以テイム兔足ノ綽號アリ殂
 スルニ及テ其弟カニウト弟二世嗣テ立ツカニ
 ウトハ一ニハルイムデムカニウトト名クダニス王統
 ノ末主ナリハロルドカニウト共ニ在位久シカ
 ラス一二著明ノ事跡ナキニアラスト雖氏皆ナ
 殂シテ子ナシ

(其) 是時ニ當テ英國已ニダニス族ノ軛絆ヲ脱
 シエドモンドアイム鐵邊ノ弟エドワードヲ立テ遂ニ
 サキシソソ王統ヲ復ス實ニ千四十一年ナリサキ
 ソソ王統ノ正嗣ハエドモンドアイム鐵邊ノ子エドワ

ード治外イムナリト雖氏當時謫流セラレテホンガ
 リーニ在リエドワード曾テ業ヲ寺門ニ受クボ
 ルク氏其行跡ヲ評シテ曰ク其行ハ神聖ナル固
 ヲリ疑ヲ容レスト雖氏未カ以テ偉王ハ列ニ加
 フルヲ得ストエドワードケントノ伯爵コツド
 ウインノ女ヲ娶ルゴツドウイン顯族ニ生ル大
 志アリ勢威大ニ振フエドワード在位ノ間功績
 特ニ著ハル羅馬教王聖人ヲ以テエドワードヲ
 待ツ故ニ自認イムノ副号アリエドワード自ラ療瘵ヲ
 醫治スルノ特權ヲ受ケタリト稱シ之レヲ子孫

ニ傳フ是ヨリ千六百八十八年ノ革命ニ至ルマ
テ英王相踵テ斯ノ無稽ノ療法ヲ行フ

(キ) エドワード自認殂シテ子ナシエドワード

治外ノ子エドガル、アゼリン正嗣ナリト雖氏終

ニ臨ミ遺言シテ其位ヲノルマンデーノ公爵ウ

イルレムニ讓ラントス然ルニ貴族僧侶ハロル

ドヲ推シテ王ト為スハロルドハ伯爵ゴツドウ

インノ子ニシテスウエンノ女エスリサノ孫ナ

リ

(六) ノルマンデーノウイルレム英國ノ王位ニ

即クノ正當ナルヲ唱へ兵力ヲ以テ其意ヲ達セ

ント欲シ六萬ノ軍ヲ帥テ来リ攻ムハロルドマ

タ兵六万余ヲ督シテ之ヲハスチングスニ邀へ

戦ヒ竟ニ敗死ス敵兵死スルモノ一萬五千余人

英軍兵ヲ亡フ其數更ニ多シウイルレム幾モナ

ク遂ニ英國ヲ服ス因テ羸王ノ副号アリ子孫相

承ケ英王ノ位ヲ有ツ連綿今ニ迄フ

第三章 ノルマン王統 ウイルレム

羸王 ウイルレム第二世

ヘンリー第一世 ステヘン

原グロイ
即チ紀元後千六
十六年ヨリ千百五十四年ニ
至ル

(一) ウイルレム政績大ニ舉リ武功特ニ著ハル
身長格ニ適ヒ體力最モ強ク當時何人ト雖氏能
ク其弓ヲ屈曲シ又夕其臂ヲ擡住スル者ナシホ
ルク氏曰クウイルレム天稟惡徳アリ胸量濶大
ニシテ亦極テ大志ヲ生シ智至テ貪心ヲ發ス少
壯ニシテ大志アリ舉止随テ快活ナリ老年ニ及
テ貪心アリ自ヲ制スル能ハス常ニ世人ヲ蔑視

シ若シ已レニ抗スル者アリハ之ヲ待ツ殘酷ナ
リト

(二) ウイルレムノルマンデー出身ノ臣下ヲ舉
ケテ之ヲ顯要ノ職ニ任ス國人之ヲ悦ヒス且ツ
ノルマン語ヲ以テ寺院及ヒ法廷ノ用語ト為シ
封建ノ制ヲ引用スルノミナラス陪審ノ法ヲ廢
シテ單列ノ格闘ヲ用ヒ午後八時ノ號鐘ヲ以テ
毎戸其燈火ヲ滅熄セシム時人之ヲ名ケテ日暮
熄火ノ鐘ト云フ

(三) ウイルレム山林法ヲ制定シテ全國獸獵ノ

權ヲ專有シ一獸ヲ殺スノ罪ハ一人ヲ殺スヨリ
モ重カラシメ更ニ又夕周圍三十余里ノ地ヲ以
テ新林ヲ設ケ居氏ヲ逐ヒ人家ヲ毀チ且ツ區寺
三十六棟ヲ破壊ス在位ノ間測地ドウスデーツク全書ヲ編纂シ
テ闔國田産ノ價格収入ヲ網羅ス是レ其事業ノ
特ニ世ヲ益シ國ヲ利シタルモノナリ

(四) ウイルレム弟二世立ツ頭髮赤色ナルヲ以
テ赤王ルズノ副号アリ父王ノ資性ヲ承ケ志望遠大
ニシテ才略人ニ過ク而シテ殘忍苛虐ニシテ誠
忠信ヲ守ルノ心ナキ亦夕父王ニ異ナラス在位

十三年ソノ間反亂踵ヲ接シ僧侶ト相争フモノ
頻々絶ヘス就中総牧アンセルムト争フカ如キ
其甚シキモノナリ一日ウオルトルチルルヲ
随ヘテ新林ニ出獵スウオルトル鹿ヲ射ル其矢
誤テウイルレムニ中ル

(五) ヘンリー第一世立ツウイルレム赤王ノ弟
ナリヘンリー學士ゼスコラノ副号アリ其學識深奥ナル
ヲ以テナリ而シテ其兄ロベルト正嗣ナリ時ニ
十字軍ヲ督シテ聖土ニ至ルヘルリ其在ラサ
ルニ乘シテ遂ニ自ラ其位ヲ踐ミ進テロベルト

所轄ノノルマンデーノ屬地ヲ伐ツロベルト歸
リ來テヘンリート戰ヒ一敗地ニ塗レテ膚ト為
リ終生ウオールスニ幽セラレ

(六) ヘンリー蘇古蘭ノマチルダヲ娶ルマチル
ダハエドモンド鍊邊ノ曾孫女ナリ是ニ於テサ
キソソノルマンノ二統終ニ合一スヘンリー一
子アリ晩年ニ及テノルマンデーノ歸途海ニ溺
ル是ヨリヘンリー愁然トシテ復タ笑ハスヘン
リー人ト為リ英明勇敢ニシテ百藝備ハラサル
ナシト雖氏志大ニシテ素行修マラス絶ヘテ感

恩ノ心ナシ

(七) ヘンリー殂ス其女マチルダ一ニマウドト
名ク正嗣タルヲ以テ其位ヲ紹クマチルダ初ニ
ハ日耳曼帝ヘンリー第五世ニ嫁シ後チアンジ
ウノ伯爵ゼオフレ、プランタゲ子ツトニ配ス
マチルダ後夫ノ子数人アリ長ヲヘンリート名
ク而シテ前王ノ外甥ニステヘンナル者アリ固
ヨリ顯族ニ出ツ志望遠大ニシテ勇敢大度ナリ
且ツ謙讓ヲ以テ著ハル國人敬服ス遂ニ其位ヲ
僭スマチルダ即チ英國ニ至リ小兵ヲ募テ一擊

ステヘンヲ破リ遂ニ其位ヲ篡フ然レモマチル
 ダ傲慢ニシテ下ヲ虐シ反亂忽チ至ル是ニ於テ
 ステヘン反撃シテマチルダヲ破リ遂ニ之ヲ國
 外ニ逐ヒ再ヒ王位ヲ占有ス

(八) 後チマチルダノ子ヘンリー来リ攻ム戰正
 ニ熾ナルニ當テ長子エウステース暴ニ死ス而
 シテ幾モナク互ニ兵ヲ息メテ相和システヘン
 ハ終身其位ヲ保チヘンリーヲシテ之カ嗣タラ
 シム後チ久シカラステヘン殂ス在位ノ
 間内訌相踵キ舉國困弊ヲ極ム焚掠殺傷ソノ慘

状見ルニ忍ヒス

第四章

プランタゲ子ツト王統

ヘンリー二世 リチャード

第一世 ジョン ヘンリー

第三世 エドワード第一世

エドワード二世 エド

ワード第三世 リチャード

第二世 即チ紀元後千百五

十四年ヨリ千三百九十九年

ニ至ル

(一) ヘンリー二世嗣テ立ツ國人大ニ悦フ之ヲプランダチ子ツト王統ノ宗祖トス祖母ハサキソン王統ニ出テ母ハノルマン王統ニ出ツヘンリー或ハ短套シヨルトマンノ名アリ其ノ英國ニ至ルノ日アンジヨウノ短衫ヲ帶入シテ之ヲ流行セシメタルヲ以テナリヘンリーマタ英國以外ニ幾ント佛國ノ一半ヲ占有ス是レ父王ノ遺産ニシテ且ツ候國グイン子ノ女嗣エレオノルヲ娶リタルニ因ルナリ在位ノ間遂ニ愛倫ヲ征服ス版圖ノ廣キ前古比ナク勢威ノ大ナル一世ヲ壓スゼ

ームスマツキントース氏ソノ后エレオノルヲ評シテ曰クエレオノルハ骨肉相食ムハ禍源ヲ醸成スル者ナリト雖氏アクインタインハ妝奩潤澤ナリ何等ハ罪科ヲ犯スモ自ラ之ヲ以テ刑罰ヲ遮絶スルハ具ト為スナリト

(三) 歐洲諸國政教互ニ權ヲ争ヒ擾亂跡ヲ絶タサルモノ一百有余年就中英國ニ在テハヘンリー臨御ノ時ヲ以テ特ニ甚シトス教權黨中トーマスエバツケツトナル者アリ才略俊秀ニシテ志望絶大ナリ勇敢死ヲ顧ミス勢威愈熾ナリ終

二人ヲシテ國中權力第一ノ地位ヲ占ムル者ハ國王ヘンリーナルカ將タ總牧ベツケツトナルカヲ疑ハシムルニ至ルベツケツト一時尚書ノ職ニ在リ出入王候ノ如シ然リ而シテカントルブリノ總牧ト為ルニ及テ咸ク数多ノ扈從ヲ去リ壯麗ノ衣冠ヲ擲チ遊戯ヲ廢シ宴樂ヲ絶チ起居一ニ僧ニ倣フゼームスマツキントース氏曰クベツケツトヲシテ俗縁ヲ求ムルハ意ナラシムハ宗教ハカ能ク其心ヲ感化セルト必セリ如何センベツケツト塵欲愈加ハリ復タ心意ハ

潔白ヲ証スル能ハサルニ至レリト

(三) 前王位ニ在ルノ日僧權ノ盛ナル已ニ其極ニ達シ道義廢頹罪ヲ犯シテ罰ナシヘンリー即位以來ソノ面前ニ於テ僧侶ノ人ヲ殺スモノ百人ヲ下ラスト云フ而シテ猶且ツ之ヲ天神ノ聖令ト稱シ何等ノ罪ヲ犯スモノ曾テ刑ヲ受ルナシ

(四) ヘンリー斷乎トシテ意ヲ決シ僧權ヲ箝束シテ其弊習ヲ芟除セント欲ス乃チ千百六十四年ヲ以テ大ニ貴族僧侶ヲクラレンドンニ會シ問題十六項ヲ提出シテ之ヲ下問ス而シテ全會

悉ク之ヲ可決ス世之ヲ名ケテクラレンドンノ
憲法ト曰フ其中特ニ著明ナルモノハ僧侶モシ
罪ヲ犯セハ政部ハ法官ヲシテ之ヲ糾彈セシム
ルノ條項ナリ然リト雖氏ベツケツト固ク執テ
王命ヲ遵奉セス傲然之ニ抗スヘンリー之ト爭
フ久シ一日ベツケツトノ舉動ヲ以テ忿恚ニ堪
ハス卒然歎シテ曰ク嗚呼從來恩顧ハ士多シ誰
か能ク彼ハ傲僧ヲ殺シテ朕カ為ニ讐ヲ報スル
者ソト其言未タ畢ラス武紳ノ中特ニ高位ニ在
ルモノ四名アリヘンリーノ怨嗟ヲ聞テ命令ナ

リト語解シ決然去テ君主ノ讐ヲ報セント欲ス
乃チベツケツトヲ追フテ禮拜堂ニ至リ終ニ之
ヲ壇前ニ刺ス

(五) ヘンリー之ヲ聞テ愕然自ラ失シ國中大ニ
激動スベツケツトハ身ヲ殺シテ教權ヲ維持シ
タル者ナリ非命ノ死却テ其黨全勝ヲ占ムルノ
基ヲ開クニ至レリ羅馬教王之ヲ祭ルニ聖人ノ
禮ヲ以テシ且ツシントトーマス、オフ、カンテル
ブリーノ稱号ヲ賜フ時人妄ニ説ヲ作シテ曰ク
ベツケツトハ墳墓異事多シト而シテ四方諸拜

ル者常ニ絶ヘス其地終ニ一方ノ名跡ト為リ曾
テ其五十年祭ヲ行フニ方テ來聚スルモノ十萬
人ノ多キニ及ヘリト云フ

(六) ヘンリー輕卒ノ言ヲ發シテ為メニベツケ
ツトノ死ヲ致シタルヲ追悼シ人ニ語ルニ慚悔
已ムナキヲ以テシ且ツ自ラ屈シテ其墓前ニ至
リ苦刑ヲ受ケテ罪ヲ贖フヘンリーカニテルグ
リーニ赴キ道程已ニ三里内ニ達スルキ馬ヲ下
リ靴ヲ脱シ石路ヲ過テ靈地ニ詣ル足跡血ヲ叩
ス齋戒祈禱スルモノ一日一夜終ニ自ラ其肩ヲ

露出シ僧侶ヲシテ節繩ヲ以テ之ヲ撻タシムル
ニ至ル而シテ刺客モ亦々遠クゼルセルムニ詣
拜シテ其罪ヲ贖ヒ竟ニ其地ニ客死ス土人羅甸
語ヲ以テ墓誌ヲ刻ス其文ニ曰ク曾テカニテル
グリーノハシントトーマスヲ殺シ窮苦死ヲ致ス
モハ即チ焉ニ在リト

(七) ヘンリー在位ノ晩年九親和セス骨肉相食
三子ハ父ニ叛キ婦ハ夫ヲ棄テ弟ハ兄ヲ擊ツ其
慘狀見ルニ忍ヒスヘンリー長子三人アリ皆共
ニ叛シテ其位ヲ窺フモノ再三嘗ナラス母后エ

レオノルノ喉スル所ニシテ佛王ロイス第七世
之ヲ援ク

(八) 皇后エレオノル自ラ其夫ヲ去リ顯然三子
ノ逆ニ黨ス佛廷ニ至ラント欲シテ途ニ獲ラレ
男装シテヘンリーノ面前ニ檻致セラルヘンリ
ー終身之ヲ幽ス初メヘンリーエレオノルヲ顧
ミス且ツ婚約ニ背キ信義ヲ失スルモノ多ク甚
シキハロサモンドクリツフォルドニ懸戀スル
ニ至ルエレオノル之ヲ憤リ終ニ茲ニ及フロサ
モンドハ絶世ノ美人ナリ故ニ婉娟ロサモンド

ノ名アリ當時小説歌曲ノ類往々之ヲ録ス

(九) 是ヨリ先キヘンリー其子ヲ愛ス甚タ厚ク
幾ント愛ニ溺ル、モノ、如シ其季子ジヨン
奸不順ナリト雖氏特ニ之ヲ愛ス而シテジヨン
兄弟ニ黨シ相率テ父ニ叛スヘンリー是ニ至テ
慈愛ノ心全ク盡キ憂苦措カス父子共ニ死セン
トヲ願フニ至ル心ヲ勞シ愁ニ沈ミ惘然望ヲ失
シテ竟ニ鬱悶ノ間ニ殂ス

(十) ヘンリー人ト為リ善惡混ス天稟情意強堅
智力敏壯ナルヲ以テナリ而シテ武功政績共ニ

著ハレ英明ニシテ國ヲ益スル最モ大ナリ當時
政體猶ホ專治ニ屬スト雖氏諸候ノ威權ヲ箝束
セシハ實ニヘンリー臨御ノ間ニ在リ且ツ行政
ノ全美ナルウイレルム嬴王征服以還曾テ其比
ヲ見サル所ナリ

(士) ヘンリー技術ヲ勸奨スル甚タ渥シ^ゴシツ
ク體ノ建築術ノ如キ殊ニ然リ故ニ在位ノ間危
閣壯殿ヲ經營シ大ニ衣食住ノ改良ヲ加フ然リ
而シテ當時ノ美術猶且ツ粗鄙ノ風ヲ免レス窓
戸ニ玻璃ヲ用フルカ如キ華奢ノ甚シキモノト

ス倫頓府民ノ第宅ミナ木製茅背ニシテ牖戸ノ
攬格總テ紙ヲ貼ス固ヨリ一管ノ烟筒ヲ備フル
ナク地板一面稿ヲ以テ之ヲ蓋フ

(士) バツケツト嘗テ尚書ノ職ニ在ルノ日手カ
ラ當世ノ壯況ヲ記スルアリ一讀以テ其技術ノ
粗野ナルヲ想見ス可シ當代ノ書ヲ著スモノベ
ツケツトノ事ヲ記シ其華奢及フナシトス且ツ
曰クバツケツトノ家ニ在ルヤ冬天ニハ毎日必
ス清稿乾草ヲ以テ之ヲ室内ニ撒布シ盛夏ニハ
蘆葦木葉ヲ以テ之ヲ地板ニ開散ス是レ伺候ス

ル者ヲシテ地板ニ坐スルキ其汚穢ニシテ美服ヲ汚染スルハ患ナカラシマンカ為ナリト

(三) リチャード第一世父王ヘンリー第二世ノ位ヲ繼クリチャードライオンハート獅心ノ副号アリ臨御ノ初年大ニ猶太人ヲ殘害ス是時ニ當テ歐洲全土々々十字軍ニ熱狂スル已ニ頂極ニ達スリチャード固ヨリ武略アリ而シテ冒險ノ精神ニ富ム之ヲ見テ勇氣勃々自ラ禁スル能ハス既ニシテ軍備ヲ整ヘ佛王ヒリップスオーグステユスト合從シテ海ニ航シ遠ク聖土ニ至リ共ニアクレヲ拔

ク而シテリチャードノ武功特ニ著ハルアスカロンニ戰テ雄將サラティンヲ破リサラセンス族ヲ殺ス四万余人

(四) リチャード歸航ノ途次岸ニ觸レテ船ヲ破リ變装シテ日耳曼ヲ過ク而シテ竟ニ人ノ發露スル所ト為ル日帝乃チ之ヲ獄ニ下ス英國ノ臣民三十万磅ヲ出シテ其身ヲ贖ヲリチャード九年ヲ経テ終ニ其國ニ還リ幾モナクシテ殂ス嚮ニ佛國ニ在テチャールウノ城堡ヲ圍ミ其亂臣ヲ討ツノ日重傷ヲ受ケタルニ因ルナリ

(五) リチャード特ニ豪氣ヲ以テ著ハル故ニ世人之ヲ近世史中ノアーチルレスト名ク而シテ其勲勞獨リ豪氣ノ一長所ニ歸スリチャード殂スルノ後チ一百余年ノ間餘威猶ホサラセンス族ヲ壓シ騎兵ノ其馬ヲ叱責シ家婦ノ其子ヲ驚赫スル皆ソノ名ヲ以テスルニ至ルリチャード大志アリ下ヲ虐シ暴ヲ行フ亦タ敢テ其豪氣ナルニ讓ラス戰時ソノ桂冠常ニ鮮血ニ汚浸シ其ノ往々勝ヲ得ルモノ竟ニ斯民ヲシテ困弊ノ極至ラシメタルナリ

(六) ジョン嗣テ立ツリチャードノ兄弟ナリ曾テ其外甥アルヅルヲ殺スル疑迹アリアルヅルハ其兄ゼオフレノ子ニシテリチャードノ正嗣ナリ佛王ヒリツプ、オーグスチユスアルヅルノ位ニ即クヲ左祖ス而シテアルヅル弑セラル、ニ及テ佛國所在ノ英王ノ屬地ヲ奪フジョン是ヲ以テ缺地ラックランドノ副号ヲ受ク

(七) ジョン羅馬教王インノーセント第三世ノ逆鱗ヲ来タシ國中禁祭ニ遇フインノーセント傲慢ニシテ且ツ殘虐ナリ後チ終ニジョンヲ教

治ノ外ニ故テ交ヲ絶チ國人ヲシテ君臣ノ義絆ヲ解カシムジヨンはニ於テ窮苦為ス所ヲ知ラス已ムヲ得ス自ラ屈シテ恭ク國土ヲ教王ノ治下ニ呈シ且ツ臣ト為リテ之ヲ治メンヲ請フ是ヲ以テ遂ニ教王ト相和スルヲ得タリト雖氏國人之ヲ賤ミ且ツ憎ムヲ甚シ

(大) 總牧ラングトニ自ラ首唱シテ諸侯ヲ聯結シ國王ニ迫テ特別允可證ノ確認ヲ需ムジヨンは忿激措カス即チ之ヲ斥ケ兵及立口ニ交ハル而シテ將卒ミナジヨンは背クジヨンは已ムヲ得

ス其需ムル所ニ從ヒ終ニランニ一、メードニ於テ諸侯ト會シ討議數日ニシテ彼ノ有名ナル大允可證ニ署名捺璽シ國人ヲシテ上下貴賤各其自由特例ヲ享有セシム是レ實ニ千二百十五年ナリ後人之ヲ以テ英國自由ノ城牆トスジヨンはマタ之ト共ニ山林允可證ヲ下賜シ以テ國王獨リ全國獸獵ノ權ヲ專有スルヲ廢ス

(先) ジヨンは人ト爲リ奸惡ニシテ英國列王中最モ厭嫌ス可キ者ナリ故ニ其ノ僅ニ有ル所ノ一德ハ以テ多ク行フ所ノ百惡ヲ贖フニ足ラス在

位ノ間禍患相踵キ曾テ一日ノ安キヲ得スト雖
氏世人是時ヲ以テ英國自由ノ曙光ヲ發スルノ
一大紀年ト為シ永ク銘記シテ復タ忘ル、ナ
シ
(三) ヘンリー三世嗣テ立ツ時ニ年僅ニ九歳
伯爵ペンブローク之カ守保タリヘンリー懦弱
小胆ニシテ妄ニ一日ノ安キヲ偷ミ常ニ奸臣佞
寵ノ左右スル所ト為ル不幸ニシテ亂世ニ生レ
位ニ在ル五十六年ノ久シキニ及フモ内訌頻々
踵ヲ接シテ至リ外患マタ未タ全ク其跡ヲ絶タ

ス
(世) ヘンリー無氣暗弱ナリト雖氏自ラ禍スル
所大ニシテ民ヲ困シムルモノ却テ少シ施政緩
慢ナルモ且ツ温和ヲ主トス故ニ國民ノ自由大
ニ發達セルノミナラス國財ノ増殖スル亦タ之
ヲ前王ノ相繼テ武断ヲ行ヒ聲譽ヲ博シタルノ
時ニ比スレハ更ニ迅速ナリトス
(世) ヘンリー在位ノ末年諸侯相率テ結盟シレ
イセストルノ伯爵シモンド、モントフォルトヲ
推シテ之カ首領ト為シ政權ヲ僭奪セント欲ス

ヘンリー力窮テ復タ如何トモス可カラス竟ニ
自ラ王權ヲ割キ二十四名ノ委負ヲ撰テ政務ヲ
托ス是ニ於テ委負各其職任ヲ分擔シ更ニ國會
ノ組織ヲ改メ若干名ノ武紳ヲ各部ニ募ル

(三) 諸侯是ヲ以テ終ニ其權ヲ喪フ蓋シ武紳ニ
ナレイセストルノ僭奪ヲ憤リ相謀テ王ヲ復セ
ント欲シ内亂隨テ至ルレイセストル大兵ヲ督
シテ王師ヲレウスニ破リヘンリー及ヒ皇子エ
ドワードヲ虜獲ス而シテヘンリーノ懦弱ナル
ニ乘シ窘迫シテ盟約ヲ結ヒ自ラ其權カヲ確認

セシム是ニ於テ攝政ヲ以テ自ラ任シ國會ヲ開
テ二人ノ武紳ヲ各州ニ募リ數名ノ代議士ヲ大
邑ヨリ召集ス是レ實ニ千二百六十五年ニシテ
下院起原ノ一大紀年ナリ都邑ノ代議士ヲ國會
ニ出ス之ヲ以テ嚆矢ト為ス

(四) 皇子エドワード己ニ釋タレ兵ヲ將テレイ
セストルヲ討テ大ニイバハムニ戰テ之ヲ破
ルレイセストル之ニ死シヘンリーエドワード
ノ力ニ籍リ遂ニ其位ニ復スルヲ得タリ

(五) エドワード第一世嗣テ立ツエドワード長

脚ノ副号アリ腿脚長延ナルヲ以テナリ貨幣偽造ノ罪ヲ以テ一日ニシテ倫頓寄寓ノ猶太人ヲ絞殺スル二百八十名且ツ餘類一万五千人ノ財産ヲ官没シテ之ヲ化外ニ逐フ後チ幾モナクウオールスヲ伐チ其王レウエルレンヲ破テ之ヲ殺シ遂ニ其國ヲ英王ノ治下ニ屬ス是ニ於テ其長子ヲ封シテウオールスノ君主ト為ス是ヨリ以還英王ノ長子ミナ此名ヲ冠ス

(其) エドワードウオールスヲ征服シテヨリ侵略ノ志自ラ禁スル能ハス更ニ島北ヲ併セ以テ

版圖ヲ擴充セント欲ス是時ニ當テ蘇王アレキサンドル第三世歿シテ子ナシグリウスバリオル互ニ其位ヲ爭フエドワード之カ裁主ト為リ曲直ヲ斷スバリオルヲシテ其位ヲ即カシメ以テ英王ニ臣事セシム

(其) 後チ幾モナクバリオルエドワードニ叛シ英蘇兵ヲ交ユル七十余年僅ニ間斷アリト雖モ兩國為ニ修羅ノ街ト為ルエドワード大軍ヲ帥テ蘇格蘭ヲ伐チドンバルニ戰テ蘇兵ヲ破ル死傷算ナシ而シテ遂ニ之ヲ征服シバリオルヲ虜

獲シテ之ヲ倫頓ニ檻致ス

(廿) エドワード兵ヲ將テ佛國ニ入り戈ヲ交ユ
時ニ蘇古蘭ノ英傑ウイルレム、ワルラス國人ヲ
鼓動シテ其獨立ヲ復セント欲シ連戰咸ク勝ツ
エドワード乃チ鋒ヲ轉シテ之ヲ討チフハルキ
ルクニ戰テ大ニ之ヲ破ル死傷算ナクワルラス
俘ト為ルエドワード之ヲ殺シ殘忍ヲ極ム後マ
タバリオルノ對敵ブリウスノ孫ロベルト、ブリ
ウス蘇兵ヲ將テ起リ一蹶シテ英軍ヲ國外ニ逐
ヒ遂ニ宗祖ノ位ヲ踐ムエドワード大軍ヲ督シ

テ將ニ再ヒ之ヲ伐タント欲シカルリスルニ至
テ途ニ殂ス

(廿) エドワードハ英國列王中第一ノ英主ナリ
武功特ニ著ハレ且ツ立法ニ長ス國人之ヲ名ケ
テ英國ノジヨスチニアント曰フ而シテ人ト為
リ殘虐ニシテ敢テ妄ニ自由ヲ歷シ民財ヲ奪フ
ト雖氏時人猶且ツ之ヲ仰敬シ諸侯マタ其暴政
ニ服ス在位ノ間國ヲ益スルノ功少シトセス國
律及ヒ審判ノ方法ヲ改良スルカ如キ特ニ然リ
大允可證ヲ確認スル再三帝ナラス更ニ之ニ一

要款ヲ追加シ國人ヲシテ國會ノ議決ヲ經スシテ課税ヲ被ルノ患ナカラシム是ヨリ以降英國ノ國會連綿一定ニ歸ス

(三) 後チ幾モナクエドワード第二世嗣テ立ツエドワードカルナルボンノ副号アリ其産地カ
ルナルボンナルヲ以テナリ父王臨終ノ遺誡ヲ守リ兵十萬ヲ將テ蘇格蘭ヲ伐ツ蘇王ロベルト、
ブリウス蘇兵三萬ヲ督シテ之ヲバンノツクボ
ルニ迎へ戦フ實ニ千三百十四年ナリ英軍大
ニ敗ルハスタンクス以來未タ曾テアラサル所

ナリ

(世) エドワード第二世資性父王ニ似ス柔弱怠惰ニシテ常ニ遊樂ヲ好ミ往々佞寵奸邪ノ左右スル所ト為ル就中ガベストン及ヒ兩スペンセルノ如キ其最タル者ナリ位ニ在ルノ間貪賊ノ弊風熾ニ朝廷ニ行ハレ諸侯相踵テ反ス故ニ終生鬱悶禍患ノ間ニ彷徨シテ曾テ片時モ安スルノ日ナシ

(世) 其后イサベルラ醜行アリ心已ニエドワードニ離レ竊ニモルチメルヲ愛スモルチメルハ

少壯ノ一諸侯ナリ勢威大ニ振フイサベルラモ
ルチメルト謀リエドワードヲ殺シテ其子ヲ立
テント欲スモルチメル終ニエドワードヲ獄ニ
下シ人ヲンテ之ヲ殺サシム

(三) エドワード第三世十四歳ニシテ位ニ即ク
エドワード幼冲ナルヲ以テ十二名ヲ撰任シテ
攝政會ヲ置キモルチメル及ヒイサベルラ之カ
主宰タリ而シテエドワード長スルニ及テ固ヨ
リ父仇ノ制御ヲ甘受セス國會乃チモルチメル
ノ罪ヲ鳴ラシテ之ヲ吊人架上ニ絞殺シイサベル

ルラモ亦夕終身カツスルライシングスニ幽セ
ラルイサベルラ獄ニ在ル二十八年一時急躁ノ
非望ヲ以テ竟ニ千歳不朽ノ汚辱ヲ買フニ至ル
(備) 既ニシテエドワード遂ニ其位ニ安ス後チ
幾モナク蘇兵ヲ伐チハリドウン、ハイルニ戰テ
大ニ之ヲ破ル死傷甚タ多シ實ニ千三百三十三
年ナリ時ニ佛王チヤールス第四世殂スエドワ
ード乃チ母后ノ血縁ニヨリ兵力ヲ以テパロイ
スノヒリツプヲ伐チ遂ニ其位ヲ繼カント欲ス
而シテ佛人ミナヒリツプヲ認メテ正嗣ト為ス

是ヨリ兩國互ニ兵ヲ構ヘ慘闘數年ニ及フ

(豊) 軍備已ニ成リエドワード大兵ヲ帥テ英國ヲ發シ海ニ航ス艦隊二百五十艘ヲ以テフランスノ海岸ニ佛國四百艘ノ水師ト戦ヒ大ニ之ヲ破ル前古無比ノ勝戦ナリ英軍兵士四千人戦艦二艘ヲ喪ヒ佛軍將卒三萬人兵艦二百三十艘ヲ亡フ

(共) 是ニ於テエドワード三萬ノ兵ヲ督シテ佛國ヲ伐チ千三百四十六年クレツシーニ戦テ大ニ佛王ヒリツプヲ破ルヒリツプノ兵十萬余而

シテ之ヲ喪フ三萬ヲ過ク此戦ヤ英國史中著明

ノ事跡ナリ獨リ其戦勝ノ雄偉ナルノミナラス初メテ巨礮ヲ用ヒ且ツ英王ノ長子エドワード黒太子ブラックプリンス年僅ニ十六ニシテ大ニ戦功アリタルヲ以テナリ後チエドワードカライスヲ圍テ之ヲ拔ク女王マリイノ時ニ至ルマテ英國所屬ノ地ト為ル

(共) エドワードノ師ヲ出シテ佛國ニ在ルヤ蘇王ダビット兵ヲ帥テ英國ヲ伐ツエドワードノ后ヒリツプ雄略アリ之ヲドルハムノ近傍子ビ

ルス、クロツスニ迎へ戦テ大ニ其軍ヲ破リダビ
ツドヲ獲テ之ヲ倫頓ニ檻致スヒリツパノ參將
四人アリ而シテ其三人ハ牧師ナリシト云フ

(世) 佛王ジヨン父王ノ位ヲ繼キ兵六萬ヲ帥テ

エドワード黒太子ヲ撃ツエドワード黒太子一
萬六千ノ小兵ヲ以テ之ニ抗リホイクチールス
ニ戦テ大ニ勝ツ時ニ千三百五十六年ナリ遂ニ
ジヨンヲ獲テ倫頓ニ凱旋スジヨン蘇王ダビツ
ドト監ヲ同フス

(光) エドワード在位ノ末年懶惰放佚ニ流レ不

祥相踵ク殂スルノ前カライス以外咸ク侵略ノ
地ヲ喪ヒ其子黒太子ブレックアリス願甲色黒キ肺疾ニ罹リ元
帥ノ職ヲ辞ス佛王チャールス第五世豪邁ナリ
概テ佛國所在英属ノ地ヲ復ス而シテ黒太子竟
ニ殂マ舉國動哭父王痛哀ス後テ僅ニ一年ヲ出
テスシテエドワード亦タ殂ス黒太子人ト為リ
高尚武勇ニシテ德行特ニ著ハル

(平) エドワードハ當時歐洲第一ノ強王ナリ百
藝盡ク備ハル前古列王ノ遠ク及ハサル所ナリ
内治大ニ舉リ國ヲ益スルノ功少シトセス在位

ノ間戰勝相踵キ英國史中武功特ニ著ハル内外
 之ヲ仰テ無比ノ羸王ト為ス然レ其ノ蘇佛兩
 國ヲ伐チタルハ固ヨリ正義ノ心ニ出テタルニ
 アラス而シテ焚掠勒壞ヲ極ムルノ後ヲ終ニ其
 位ヲ占有スル能ハス

(聖) エドワードノ位ニ在ルヤ會英國武紳極盛
 ノ日ナリ是時ニ當テ謙讓大度勇氣溫良ノ諸德
 ヲ具ヘテ武紳ノ資格ヲ粧飾シ聲名特ニ較著ナ
 ルモノエドワード第三世及ヒ其子黑太子ニ及
 フナシ故ニ當時其朝實ニ武紳ノ燭龍タリ

(聖) リチヤード第二世嗣テ立ツ時ニ歳十一エ
 ドワード黑太子ノ子ナリ懶惰ニシテ華奢ヲ好
 ミ絶ヘテ信義ヲ重スルナク常ニ酒色ニ沈淪ス
 固ヨリ王者ノ任ニ堪ユ可キモノニアラサルナ
 リリチヤード幼冲ナルヲ以テ其叔父ランカス
 トルヨーク及ビグロッセストルノ三公政ヲ攝
 ス而シテ三公互ニ相容レス綱紀随テ錯ル就中
 ランカストルノ公爵ジヨニオスガント原產地
ナルヲ以テ爾云フ俊秀ニシテ資産豊ニ勢威大ニ振フ而
 シテ國人之ヲ忌ム公卿僧侶ノ如キ之ヲ憎ム更

ニ甚シランカストル厚ク改教ノ首領ウツキル
フヲ庇祐ス其名是ヲ以テ著ハル前王在位ノ時
ウツキルフ己ニ羅馬教王ノ霸虐ニ抗シテ其貪
汚ノ弊風ヲ破ラント欲シ同志隨從ノ徒甚タ多
シ
(聖) 國會ノ議決ニヨリ男女苟モ十五歳以上ノ
者ヲシテ各三(グ)ロー上〔按英國貨幣ノ名稱〕ノ賦頭税ヲ出
サシム而シテ下民ソノ貧富均課ノ不當ナルヲ
鳴ラシ怨嗟ノ聲闔國ニ溢ル税吏一鍬匠ノ家ニ
至リ其女ニ就テ出税ヲ促ス甚タ嚴酷ナリ鍬匠

女齡ノ未タ十五歳ニ滿タサルヲ陳述シ之ヲ拒
ム是ニ於テ税吏其女ニ戲ムル鍬匠赫怒措カス
鍬推ヲ以テ其頭ヲ破ル傍人之ヲ觀テ齊聲其舉
ヲ讚ス全國為ニ激動スワットタイレル忽チ反
徒十萬ヲ率テブラツキヒースニ屯營ス一戰ニ
シテタイレル竟ニ敗死シ餘類盡ク平ク

(聖) 内國ノ擾搖正ニ斯クノ如クナルニ當テ又
タ蘇佛ト兵ヲ構フ英將〔原パルシー暴
容ノ副号アリ〕マルシー
其姓兇猛ナル英軍ヲ督シ蘇將〔原パルシー暴
容ノ副号アリ〕ドーグラス蘇兵
ヲ將テオツテルボルンニ戰フパルシー獲レテ

ドーグラス之ニ死ス彼ノ有名ナル(チエービト、
 チヤース)ノ歌曲ハ實ニ此戰ニ起因スルモノナ
 リ
 (置) リチヤード故ナクシテ其從弟ヘンリーヲ
 逐フヘンリーハランカストルノ公爵ジョン、オ
 スガントノ長子ニシテ且ツ世嗣ナリランカス
 トル薨スルニ及テリチヤード其封ヲ奪フ後チ
 リチヤード愛倫ノ反徒ヲ征シテ家ニ在ラス幼
 公ヘンリー此機ニ乘シ英國ニ歸リラベンスピ
 ウルニ上陸シテ忽チ大軍ヲ募ル途ニリチヤード

ドヲ要シテ其位ヲ退カシム而シテ國人已ニリ
 チヤードニ乖ク故ニ國會輒チ其廢黜ヲ是認シ
 終ニ之ヲ幽シテ獄中ニ殺ス

(置) 公爵ランカストル位ニ登リヘンリー第四
 世ト稱ス然ルニエドモンド、モルチメル之カ正
 嗣タリエドワード第三世ノ三子リオ子ルニ出
 ツ而シテヘンリーハエドワード第三世ノ四子
 ジョン、オスガントノ子ナリ是ニ於テヨークラ
 ンカストルノニ統互ニ權ヲ争フ詩人カウセル
 ハリチヤード及ヒヘンリー二王ノ時ニ亘リテ

其名特ニ著ハル時人之ヲ名ケテ英國詩壇ノ大斗ト曰フ

第五章

ランカストル王統

ヘンリ

一第 四世

ヘンリー 第五世

ヘンリー 第六世

即チ紀

元後千三百九十九年ヨリ千

四百六十一年ニ至ル

(一)

ヘンリー 第四世正王ヲ廢シテ且ツ之ヲ殺

シ正嗣ヲ卻ケテ自ラ其位ヲ繼クヘンリー 博リ

ングブロークニ生ル故ヲ以テボリングブロー

クノ副号アリ而シテ僭奪ノ位ニ在ルハ猶ホ莉

莉ニ坐スルカ如シ志士相率テ忽チ叛ヲ謀ルド

ーグラス蘇兵ヲ督シオウエングレンドウエル

威軍ヲ將ヒ反徒ト合從シテ大ニスレウスブリ

ーニ戰フ軍竟ニ敗レテ賊魁原メルシーホスツピウル

フ云之ニ死ス實ニ千四百三年ナリ

(二) ヘンリー 未ク王タラサルノ前其父ジョン

オフガント渥クウツキリフノ教派ヲ庇祐ス是

ヲ以テヘンリー 深クジョン、オフ、ガントノ教説

ヲ信ス然ルニ一朝其位ニ登ルニ及テ翻然其説

ヲ變シ一身ノ榮利ヲ計リ故ラニ父説ヲ破壊シテ僧侶ノ歡心ヲ買ヒ以テ其扶援ヲ籍ラント欲ス英王ニシテ宗教ノ異同ヲ以テ臣民ヲ焚殺セラルモノ實ニヘンリーヲ以テ始ト為ス醜名永ク青史ニ垂ル

(三) ヘンリー武功政績特ニ著ハル若シ之ヲシテ正道ヲ踏テ其位ヲ繼カシメハ英國列王中第一ノ英主タルヲ必セリヘンリー曾テ貴紳タルニ當テ國人大ニ敬服ス然リ而シテ己ニ其ノ王タルニ及テ國ヲ益スルノ功少カラスト雖凡國

人之ヲ忌ム愈甚シク悔懼交至ル其心マタ憫ム可キノミ常ニシエーキスピトルノ言ヲ口吟シテ曰ク不安ハ心ハ王者ハ腦中ニ在リト竊ニ其言ノ已レヲ欺クナキヲ知ルニ至レリト云フ

(四) ヘンリー晩年ニ及テ太子ヘンリー放佚度ナシヘンリー大ニ之ヲ憂フ常ニ太子ト興樂ヲ共ニスルモノ罪アリテ法衙ノ糾ス所ト為ル首審ウイルレムガスコイン訟ヲ聽ク太子ソノ判決ヲ以テ不當ナリトシ大ニ怒テガスコインヲ廷上ニ毆ツガスコイン固ヨリ職威ノ重キヲ知

ル乃チ太子ヲ拿テ之ヲ獄ニ下ス太子従容之ニ服シ自ラ其非ヲ悟ル

(五) 事ヘンリーニ聞ユヘンリー大ニ悦ヒ欣然トシテ歎シテ曰ク嗚呼斯ハ罪人ヲ擒テ敢テ國律ヲ斷行スルハ法官アリ朕カ幸慶果シテ如何シヤ而ルヲ況ンヤ従容斯ハ刑罰ニ服スルハ太子アルホヤト

(六) ヘンリー第五世嗣テ立ツ即チ前日飲樂ヲ共ニスルノ徒ヲ會シ之ニ告クルニ今後ノ謹慎ヲ以テシ其ノ己レニ倣フテ改ムルニアラサレ

ハ復タ伺候スルヲ許サス贈貼優渥終ニ之ヲ去ル而シテ首審ガスコインヲ迎ヘテ大ニ其公平無私ナルヲ賞シ且ツ之ヲ獎勵スルニ将来法ヲ守ルノ密ナル猶ホ前日ニ異ナルナキヲ以テス故ニ其自ラ制シテ能ク己レニ克チタルノ美事ハ其武功ノ顯赫タルニ比スレハ更ニ幾層ノ榮譽ヲ加ヘ永ク芳名ヲ萬世ニ傳フルモノナリ

(七) 是時ニ當テウツキリフノ説ヲ信スル者已ニ多シ之ヲロルラルド教徒ト名クソルジヨニオールドカツスルロルドコブハム之カ首領タリ

コブハム顯族ニ生レ才略俊秀厚クヘンリーノ
寵ヲ受ク然ルニ教門ノ事ニ至テハヘンリー常
ニ嚴僧ノ左右スル所ト為ル總牧アルンデルノ
如キ特ニ勢力アリ終ニ異教ヲ以テ其罪ヲ論シ
德勇兼備ノコブハムヲ刑ス鍊鏈ヲ以テ其胴服
ヲ撃キ刑架ノ上ニ懸垂シテ生ナカラ之ヲ炙殺
ス
(八) ヘンリー復ヒ正統ヲ唱ヘテ佛國ノ王位ヲ
占有セント欲ス而シテ其國會々内訌アリヘン
リー此機ニ乘シテ兵一萬五千余人ヲ將テ佛國

ヲ伐ツ千四百十五年大ニアジンコールトニ戰
テ佛軍六萬ヲ破ル佛軍死スル者一萬一千人虜
ト爲ル者一萬四千人後テヘンリーノルマンデ
|| 全部ヲ征略シ遂ニ佛國ノ政ヲ攝シ自ラ其王
嗣ト爲ル而シテヘンリー攻伐征略克タサルナ
シト雖氏幾モナクシテ竟ニ殂ス
(九) ヘンリー武名特ニ著ハル軍人歸服シテ之
ニ神事ス在位久シカラスト雖氏英國史中戰勝
ノ赫著ナル其右ニ出ツル者ナシ唯惜ムラクハ
地ヲ略スルノ大ニシテ民ヲ利スルノ鮮キノミ

(十) ヘンリー第一世生レテ僅ニ九月嗣テ立テ英佛兩國ニ君臨ス祖父ヘンリー第四世ノ弟君牧バーウフオルト幼主保育ノ任ニ當リ其叔父ベツドフオールド及ヒグローストルノ二公各國保ノ職ニ任スベツドフオールドハ佛國ヲ管シグローストルハ英國ヲ治ム

(十一) 佛國ノ太子チャールレス第七世國人ノ力ニ籍リ漸ク其國ヲ復ス彼ノ武勇絶倫ノ女丈夫ジヤン、オス、アルク奮撃英軍ヲ破ル英軍力窮テオルレースノ圍ヲ解キ終ニカライス及ビグイン

子以外盡ク佛國所在ノ略地ヲ喪フ

(十二) ヘンリー長スルニ及テ舉止溫柔心志潔白ナリト雖氏絶ヘテ施治ノ才略ナシ寧ロ王位ヲ辱シムルモ能ク寺觀ヲ粧フ可キナリヘンリーアンジヨウノマーガレットヲ娶ルマーガレット才高ク志大ニシテ且ツ勇アリ當時戰亂ノ世ニ在テ恰モヘンリーノ短所ヲ補フト雖氏天資陰險殘忍ニシテ之ヲ憎ム者甚々多シ
(十三) 民間不滿ヲ懷クモノ益多シ終ニジヤツクカード自ラ之カ巨魁ト為リジョン、モルチメル

ノ名ヲ冒シテ反徒二萬人ヲ嘯集シ王師ニ抗ス
而シテ軍敗レ竟ニ死ス

(五) 公爵グロージェストルハ國民ノ大斗ニシテ
ランカストル王統ノ柱礎ナリ而シテ王位ノ未
定嗣原ヘンリー殂シテ若シ子ナタリヘンリー
マーガレットヲ娶ルノ非ナルヲ切論ス是ヲ以
テマーガレットグロージェストルヲ忌ム後チ幾
モナクグロージェストル竟ニ卒ス人ミナ以テ天
命ニアラスト為スヘンリー已ニ懦弱無力ナリ
而シテ又タ此事アリ公爵ヨーク其虚ニ乘シテ

自ラ立タント欲ス

(六) ヨーク及ヒランカストルノ二統ハ共ニエ
ドワード第三世ノ苗裔ナリ而シテヨーク統ハ
其三子ニ出テランカストル統ハ其四子ニ出ツ
故ニヨーク統ノ當ニ其位ヲ繼クヘキハ固ヨリ
論ナキナリ兩統各特殊ノ氏號アリヨーク統ハ
白色ノ薔薇ヲ以テシランカストル統ハ赤色ノ
薔薇ヲ用フ是ヲ以テ兩統相闘クノ亂ヲ名ケテ
二色薔薇ノ戦ト名ク

(七) 千四百五十五年兩統終ニ兵ヲ交ヘ慘状ヲ

極ム激戰十二延テ三十年ニ及フ其暴前古比ナ
シ勇士ノ死スルモノ十萬ヲ過キ皇族ノ命ヲ墜
スモノ八十人或ハ屍ヲ戰地ニ曝シ或ハ首ヲ斷
頭架上ニ斬ラル

(其) シント、アルバンス及ヒノーサムプトンノ
二戰ヲ以テランカストル統ノ軍竟ニ敗レヘン
リ一俘ト為ル千四百六十年皇后マーガレット
大兵ヲ募テヨーク統ノ軍トワツクフヒールド
ニ戰ヒ之ヲ破ル公爵ヨーク之ニ死ス是ニ於テ
其嗣子大軍ヲ督シテ遂ニ倫頓ニ入ル府民抃喜

之ヲ迎へ立テ王ト為シエドワード第四世ト稱
ス

第六章 ヨーク統 エドワード第四

世 エドワード第五世

リ チャード第三世 即チ紀元

後千四百六十一年ヨリ千四
百八十五年ニ至ル

(一) 新王エドワード第四世位ニ安スルヲ得ス
雄后マーガレット再ヒ兵六萬ヲ募テヨーク統
ノ軍ヲ撃ツエドワード及ヒ伯爵ワールウツキ

四萬余人ヲ督シテ之ニ抗ル千四百六十一年兩軍トウトニニ戰フエドワード一擊之ヲ破ル而シテ屍ヲ戰場ニ曝スモノ彼是合セテ三萬六千余人ヘンリー一獲ラレテ塔中ニ幽セラル後チ一タヒ釋サレテ復タ獄ニ下リ千四百七十一年竟ニ公爵グローセストルノ殺ス所ト為ルグローセストル後チリチャード第三世ト稱ス

(二) マーガレット八歳ノ幼子ヲ携ヘ難ヲ避ケテヘキスハムノ林中ニ入ル日暮レテ匪徒ノ獲ル所ト為リ寶王ヲ奪ハレ凌辱ヲ受ク既ニシテ

其虎口ヲ逃ルト雖氏疲懼交至リテ進退維レ谷リ為ス所ヲ知ラス時ニ一人ノ強賊卒然白刃ヲ提テ至ルマーガレット避ルニ道ナク幼子ヲ之ニ示シテ且ツ謂テ曰ク我が信愛ノ徒ヨ請フ此ハ王子ヲ汝ニ托セント強賊此言ノ意表ニ出テ、其信任ノ厚キニ感激シカヲ盡シテ之ヲ扶助シ萬險ヲ冒シテ遂ニ一小港ニ至ルマーガレット幼子ト共ニ纜ヲ此地ニ解キテフランドルニ航ス

(三) 是ヨリ先キウオールウツキノ伯爵子ビー

ル頗ル權勢アリ且ツ武事ニ長ス大ニヨーク統
ヲ援ケエドワードウオールウツキヲ辱シムウ
オールウツキ怒テエドワードニ乖キラシカス
トル統ニ黨シ遂ニエドワードヲ廢スヘンリー
塔中ニ幽セラル六年終ニ釋サレテ其位ニ復ス
ウオールウツキ曾テ廢スル所ノヘンリーヲ立
テ、之ヲ復シ嚮ニ立ツル所ノエドワードヲ黜
ケテ之ヲ廢ス是ヲ以テ造王者ノ名アリ
(四) エドワード大ニバル子ツトニ戰テウオー
ルウツキヲ破ルウオールウツキ奮闘之ニ死ス

マーガレット英國ニ歸リ其位ヲ窺フ千四百七
十一年テウケスバリーニ奮戰シテ軍竟ニ敗ル
其子之ニ死シマーガレット俘ト為ル後チ佛王
ノ其身ヲ贖フニ及テ佛國ニ至リ懶惰以テ餘生
ヲ送ル復タ聞ユルナシ
(五) 既ニシテエドワード遂ニ其位ニ登ル暴虐
放肆至ラサル所ナシ其弟公爵クラレンスエド
ワードノ位ヲ佔ムルニ方テ與テ力アリエドワ
ード次弟公爵グローセスールト謀リ罪ヲ誣ヒ
人ヲシテ之ヲ酒桶ニ投シテ溺死セシムエドワ

ード才略俊英ニシテ容色アリ百藝盡ク備ハル
當時英國第一流ノ人ナリ然レ氏性遊樂ヲ嗜ム
甚シ一著者アリ行文絶妙ナリ其言ニ曰クエド
ワードハ人ト為リ一言以テ之ヲ蔽ハ可シ豪氣
容色ハ其質ハ美ナルモハナリ百惡行ハサルハ
キハ其性ハ惡ナルモハナリト而シテウイレル
ムカキストンナルモノ始メテ活版印行ノ術ヲ
英國ニ致入セシハ千四百七十一年ニシテ即チ
エドワード臨御ノ時ニ在リ

(六) エドワード第四世二子アリ而シテ長子歳

僅二十三嗣テ立ツエドワード第五世ト稱ス叔
父グローストルノ公爵リチャード之カ守保
タリ公卿ハスタングス以下名士數人ヲ拿ヘ罪
ヲ糺サスシテ之ヲ刑ス且ツ名ヲ其外甥エドワ
ード第五世及ヒ其兄弟公爵ヨークノ正統ニア
ラサルニ托シ遂ニ其位ヲ僭奪シテ自ラリチャ
ード第三世ト稱ス後チ二月ヲ經テエドワード
及ヒヨーク忽焉影ヲ没スリチャード人ヲシテ
之ヲ塔中ニ淹殺セシムルナリ

(七) リチャード第三世ノ位ニ登ルヤ近親ヲ殺

シテ遂ニ其志ヲ達ス罪惡衆シ人ミナ之ヲ憎ム
伯爵リチモンドハラシカストル王統ノ正嗣ナ
リ獨リ猶ホ存ス蹶然起テ不戴ノ讐ヲ報セント
欲シ千四百八十五年大ニボツスウオルスニ戰
フ公卿スタンレーリチモンドニ黨シリチヤー
ド竟ニ敗死ス是ニ於テリチモンド即位ノ禮ヲ
戰地ニ行ヒヘンリー第七世ト稱ス是ヨリ先キ
ヨーク及ヒランカストルノ二統相爭フ多年血
ヲ流シ骨ヲ疊子舉國幾ント虎狼ノ世ト為ル國
人ミナ身ヲ兵事ニ委子法律ヲ講シ技術ヲ修メ

貿易ヲ行フニ暇アラス而シテボツスウオルス
ノ一戰ヲ以テ其爭終ニ熄ム

(八) リチヤード勇才並ヒ備ハル陽ニ慈仁友愛
ノ意ヲ表シ陰ニ殘忍暴惡ノ異心ヲ挾ミ志望遠
大ニシテ固ヨリ飽クヲ知ラス敢テ人ヲ殺シ惡
ヲ行フリチヤード容貌醜惡曲背大足ニシテ左
手全ク枯痿ス故ニ其身體ノ醜陋ナルハ以テ其
心志ノ奸惡ナルニ對合セリ

第七章 チウドル統 ヘンリー第七
世 ヘンリー第八世 エド

ワード第六世 マリー エ

リザベツス 即チ紀元後千

四百八十五年ヨリ千六百三

年ニ至ル

(一) ヘンリー第七世ノ位ニ即クヤ固ヨリ正統ヲ欠クノ失ナキニアラスト雖氏エドワード第四世ノ女エリザベツスヲ娶リ以テ其位基ヲ固フスヨーク及ヒランカストルノ二統是ニ至リ終ニ合一スヘンリー母ハジョニオスガントノ曾孫女マーガレットトニシテ父ハエドモンドチ

ウドルナリ之ヲ要スルニチウドル統ノ列王往々殘虐ニシテ在位ノ間内訌外患踵ヲ接シテ至ルト雖氏之ヲ自餘ノ王統ニ比スレハ戰亂ニ因テ國ヲ禍スルモノ更ニ少シトス

(二) ヘンリー施政平和ヲ旨トシ在位ノ間昇平事ナキニ似タリト雖氏陰謀異圖頻々相踵ク就中一種奇異ナルモノニアリランベルドシム子ルナル者アリ鮫舖ノ子ナリ自ラ伯爵ウオールウツキナリト稱シ又タペルキンウオールベツキナル者アリ曩ニリチャード第三世ノ命ニヨ

リ塔中ニ淹殺セラレタル公爵ヨークナリト稱
ス上世ノ史家ミナウオールベツキヲ以テ冒名
ノ徒ト為スト雖氏近代ノ著者ニ至テハ之ヲ以
テ真ニエドワード第四世ノ子ナリトス

(三) シム子ルウオールベツキ共ニ王位ヲ覬フ
而シテ國人多ク之ヲ援クシム子ルダブリニ
在リ衆庶之ヲ推シテ英愛兩國ノ王ト為ス後チ
シム子ル竟ニ俘ト為ル刑ニ替ユルニ王厨ノ主
器タラシメ後マタ之ヲ陞メテ司鷹ト為スペル
キニウオールツキ兵力ヲ籍リ敢テ勢ヲ張ル五

年貴族大半之ヲ援ケ蘇佛兩王マタ其舉ヲ是認
スト雖氏竟ニ獲ラレテ奸徒ヲ以テ其罪ヲ論シ
刑セラル是時ニ當テ真正ノ伯爵ウオールウツ
キ反逆ヲ以テ刑セラレウオールウツキハ公爵
クラレンスノ子ニシテプランタゲ子ツト統ノ
末男エドワード第四世ノ外甥ナリ幼ナルヨリ
辜ナクシテ夙ニ獄ニ下サル唯ソノ血統ノ正當
ナルヲ以テノ故ノミ
(四) ハンリー第七世天資固ヨリ瑕瑾ナキニア
ラス就中ソノ輕薄無情ナル甚シキモノアリ故

ニ縦令ヒ之ヲ敬スル者アルモ之ヲ愛スル者鮮
シ深慮聰明ニシテ拮据黽勉身ヲ公務ニ委子人
ニ接スル寛裕ニシテ進退謹嚴ナリト雖氏常ニ
疑心多クシテ施政暴虐貪念最モ熾ナリ只是レ
金錢ヲ得ルニ汲々トシテ敢テ卑劣言フ可カラ
サルノ計策ヲ施シ兇奸無頼ノ徒ヲ驅テ臣民ノ
膏血ヲ絞リ以テ其金櫃ヲ充盈ス訟師エムプロ
ン及ヒドットレノ如キ其最タル者ナリヘン
リ一慳吝收斂ヲ以テ財ヲ蓄フ甚ク多シ殂スル
片正貨百八十萬磅アリ是レ實ニ當時ニ在テハ

巨額ノ金ナリ即チ現今ノ一千萬乃至一千六百
萬磅ニ恰當ス

(五) ヘンリーノ位ニ在ルヤ國內昌榮四隣之ヲ
仰ク民望厚カラスト雖氏國ヲ益スルノ功アル
フレッドニ亞テ前古英國第一ノ王タリ良典ヲ
制定シ工業ヲ誘導シ貿易ヲ勸奨スルノミナラ
ス兇傲亂ヲ好ムソ諸侯ヲ征シテ能ク之ヲ服シ
慄悍浮躁ノ國民ヲ化シテ遂ニ開明ノ技術ヲ修
メシム

(六) ヘンリー諸侯ノ土地ヲ他人ニ讓與スルヲ

允シテ其權ヲ剥キ漸ク下民ノ品位ヲ墜メテ遂ニ封建ヲ破ルヘンリリ嘗テ大艦ヲ造リ名ケテ「グレート、ハルリ」ト云フ其費額一萬四千磅ニ至ル之ヲ英國海軍ノ嚆矢トス是ヨリ先キ政府事アレハ必ス高船ヲ備使シ又ハ窘迫シテ之ヲ用フルノミ別ニ艦隊ヲ募ルノ法アルナシ

(七) 千五百九年ヘンリイ第八世嗣テ立ツ其光榮前古比ナシ蓋シ一身ニシテヨーク及ヒランカストルニ統ノ嗣權ヲ併有シ絶ヘテ一人ノ其位ヲ争フ者ナク國庫充盈シテ昇平事ナシ而シ

テ國運隆興スヘンリイ時ニ年十八容姿艶美ニシテ進退禮アリ天資公明ニシテ才學並ヒ備ハル國人深ク之ヲ敬愛シ且ツ大ニ望ヲ將來ニ屬ス

(八) 然リ而シテ國人終ニ望ヲ失スヘンリイ漸ク其真性ヲ露シ智徳固ヨリ備ハルナク無道ニシテ民ヲ虐シ狼貪飽クヲ知ラス且ツ華奢ヲ好ミ冥頑石ノ如ク胸中定論ナシ愛憎常ナク事モシ怒ニ觸ルレハ毫末モ假ス所ナシ其無情ナル大臣皇后ヲ刑スル猶ホ野犬ヲ殺スカ如シソル

ウオルトル、ラレイ曰ク天下モシ暴君ノ事跡ヲ
湮没スルモヘンリー第八世ハ傳記ニ就テ之ヲ
求ムレバ更ニ其遺聞ヲ採拾ス可キナリト

(九) ヘンリー一施治苛虐ナリト雖モ衆庶國會共
ニ卑屈恭順ニシテ唯命是レ從フ恰モ無心ノ器
具ノ如ク然リ亦タ奇ト謂フ可キナリ撰任スル
所ノ大臣ミナ俊才ノ士ナリト雖モヘンリーノ
輕浮ナル遂ニ殘虐ヲ蒙ルニ至ル其中幸ニシテ
始終ソノ信任禮遇ヲ失ハサル者ハ唯是レ總牧
クランメル一人アルノミ

(十) ヘンリー一父王ノ遺財ヲ承ク少カラスト雖
モ華奢放佚ニシテ忽チ之ヲ蕩盡ス而シテ攻伐
征略多カラスト雖モヘンリー位ニ即クノ初ニ
當リ佛王ロイス十二世ト兵ヲ構ヘテ佛國ヲ伐
チガイニングアストニ戰テ大ニ勝ツ世之ヲ名ケテ
踢戰ト云フ原佛兵ノ遁走迅速其將伯爵ソルレ
一フロツデンニ戰テ大ニ蘇軍ヲ破ル蘇王ゼー
ムス第四世及ヒ貴族大半之ニ死ス當時日帝チ
ヤーレス第五世會佛王フランス第一世ト戰
フヘンリー一亦タ其事ニ與ルナシトセス

(士) ヘンリー一年未タ三十ニ滿タサルノ前一書
ヲ著ハシテ七聖餐ノ事ヲ論シ改教ノ祖ルーザ
ヲ駁撃ス羅馬教王大ニ之ヲ嘉ミシヘンリーニ
賜フニ護教者ノ稱号ヲ以テス子孫疊世相繼テ
此名ヲ冠ス

(士) ヘンリー在位ノ間其内行ノ特ニ甚キモノ
ハ婚事ナリ初メカザリン、オフ、アルラゴンヲ娶
ルカザリンハ其兄アルゾルノ未亡人ニシテ西
王フエルデナンドノ女ナリ而シテ日帝チヤト
レス第五世之カ外甥タリヘンリー猶ホ幼ナル

ニ當テ父王夙ニ之ト婚約ヲ締ハシム故ニ之ヲ
以テ后ト為ス茲ニ十有八年終ニ兄婦ヲ娶ルノ
非ナルヲ明言シ竊ニ想ヲアーン、ボレイニ寄
スアーン才色絶倫ナリヘンリー羅馬教王ニ請フ
テカザリンヲ去ラント欲ス

(士) 羅馬教王遷延答フルナシ且ツ其寵臣君牧
ウオールセルノ或ハ之ヲ妨ケンヲ憶想シ謀
反ヲ以テ之ヲ擒ヘシムウオールセル幾モナク
病テ卒ス終ニ臨テ慚悔措カス慨然トシテ歎シ
テ曰ク嗚呼吾ヲシテ勵精天ニ事フル猶ホ王ニ

事フルか如クナラシムハ雙鬢霜ヲ呈スルハ今
ニ及テ天何ソ吾ヲ捨ツルアラヤト

(註) 翰林學士ノ輩往々ヘンリーノ意見ヲ賞讃
スト雖氏羅馬教王敢テ其請ヲ乞サス是ニ於テ
ヘンリークランメルヲシテ審廷ヲ開キ其曲直
ヲ決セシムクランメル乃チ其結婚ノ不當ナル
ヲ宣告ス後チ幾モナクア_ン立テ后ト為ル千五
百三十四年英國ノ教事全ク羅馬教王ノ所轄ヲ
離レ寺觀ヲ毀チ教旨ヲ變シヘンリーヲ以テ英
國教事ノ主宰ト為ス

(註) ヘンリー一旦ノ怒ヲ以テ英國ノ教務ヲ特
立シ以テ羅馬教王ノ干涉ヲ絶ツ而シテ其志望
改教ノ一事ニ在リト雖氏其性行未タ斯ノ大業
ヲ圖ルニ該當セサルノミヘンリー已ニ舊教ヲ
去ルモ未タ新教ヲ奉セス且ツ自ラ百事誤ナキ
ヲ斷言ス更ニ教典六條ヲ制定シ新舊兩派ノ教
徒ニシテ苟モ異論ヲ唱ヘ已レニ抗スル者アレ
ハ之ヲ罰スルニ死刑ヲ以テス時人之ヲ名ケテ
血令ト云フ牧師フツシエル及ヒソルトーマス
モール深ク舊教ヲ信スヘンリーヲ認メテ教事

ノ主宰ト爲スヲ肯セス終ニ斷頭セララル

(其) ヘンリーアン、ホレインヲ娶テヨリ未タ三年ヲ出テス終ニ其罪ヲ鳴ラシテ之ヲ斬ル而シテ其翌日ジヤン、セイモールヲ娶ルジヤン幾モナク太子エドワードヲ生ニ竟ニ蕘ヲ易フヘンリー尋テアン、オフ、クレブスヲ納レテ后ト爲シ幾モナク又タ之ヲ去ル其姿容ノ上表ニ違フ所アルヲ以テナリエツセツキスノ伯爵トーマス、コロノウエル首相ノ職ニ在リ之カ媒保タルノ故ヲ以テ竟ニ寵ヲ失ヒ死刑ニ處セララルヘンリー

ーマタカザリン、ホワルドヲ娶ル姦通ヲ以テ之ヲ斬ル其第六后カザリン、パールハ幸ニシテヘンリーニ後レテ未亡人タルヲ得タリ

(其) ヘンリー第八世一男二女アリカザリン、オフ、アルラゴン生ム所ノマリーアン、ボレイン生ム所ノエリザベツス及ヒジヤン、セイモール生ム所ノエドワード是レナリエドワード十歳ニシテ嗣テ立チエドワード第六世ト稱ス叔父ツーメルセツトノ公爵エドワード、セイモール守保ノ職ニ任スセイモール卒スルノ後チ公爵ノ

一センベルランド其任ヲ繼クエドワード在位
久シカラスト雖レ大臣教派ヲ以テ争ヲ起シ國
中擾動ス新教ノ勢力遂ニ政令ヲ左右シ大ニ改
教ノ道ヲ開キ克蘭メルノ督纂ヲ以テ更ニ新
撰ノ祈禱文ヲ編成セシム然レレ國人大半猶ホ
舊教ヲ固守ス

(大) エドワードハ有徳ノ君主ナリ人ミナ望ヲ
属ス十六歳ニシテ竟ニ殂ス臣民深ク之ヲ惜ム
エドワード天稟大ニ父王ト異ナル所アリ死刑
ノ宣告書ニ捺璽スル毎ニ未タ嘗テ涙ヲ灑カス

ンハアラス殂スルノ前守保公爵ノ一センベル
ランドノ説ク所ト為リ其姉マリー及ヒエリザ
ベツスヲ棄テジャングレーヲ以テ嗣ト為スジ
ヤングレーハヘンリー第七世ノ曾孫女ニシテ
ノ一センベルランドノ子ロルドグイルフオル
ド、ドツドレーノ夫人タリ

(先) 守保已ニ其嗣ヲ變更セント欲スト雖レ國
人マリーヲ推シテ之カ正嗣ト為シ千五百五十
三年ヲ以テ位ヲ繼カシムマリー業ヲ舊教ノ門
ニ受ケ之ヲ信スル甚タ厚シ故ニ再ヒ舊教ヲ復

ス在位久シカラス改教ノ徒ヲ殘害スル特ニ酷
シ是ヲ以テ新教信奉ノ史家ニシテマリーノ事
跡ヲ記スルモノ誹謗至ラサルナシ人或ハ之カ
辯ヲ作シテ曰クマリーハ舊教ニ偏シテ新教ヲ
惡ムハ酷シキハ曾テ其母ト共ニ舊教排付ハ徒
ニ虐待セラレタルハミナラズ常ニ奸吏惡官ハ
左右スル所ト為リ當時新舊兩派共ニ信教寛准
ハ事理ヲ解セサルニ起因スルモハ多シト

(七) エドワードノ殞スルニ及テ隨從同謀ノ徒
ジヤングレーヲ以テ女王ト為スジヤン位ニ在

ル僅ニ十日竟ニ自ラ其位ヲ退キ倏然トシテ閑
地ニ就ク時ニジヤン及ヒ其夫年猶ホ幼ナリ（願
ニ十七歳故ニ切ニ其事ナキヲ辯明スル者アリ
ト雖モ皆共ニ斷頭セラレ其曾テ首唱ト為リシ
ヤンノ登位ヲ輔翼セル者ノ如キ皆マタ刑セラ
ル
(世) ジヤン百藝盡ク備ハリ德行特ニ著ハル刑
ニ就クノ日書ヲ良人ニ寄セ相見ントテ需メテ
曰ク生前最後相會ハトテ得ハ海岳ハ恩感泣何
ハ堪ント且ツ一言ヲ添ヘテ曰ク今相離ル僅ニ

瞬時ハ三久シカラスシテ天堂ニ相會シ永ク相愛シテ其福祉ヲ共ニセント

(世) 是時ニ當テ改教ノ徒ヲ殘害スル愈酷シク就中新教首唱ノ徒ヲ捕獲シテ之ヲ刑ス千五百五十五年數名ノ烈士ヲスミスフヒールドニ焚殺スクランメルラチメルリツドレーフーペルヲエルラル及ヒローヂルスノ如キ不幸冤死スル者ナリ是ニ於テ人心大ニ動キ烈士ノ難ニ遭フテ毅然トシテ懼レズ其資性ノ俊秀ナルニ感激シ漸ク羅馬教王ノ治ヲ蔑視スルニ至ル故ニ

之ヲ殘害スルノ舉ハ毫モ改教ノ進路ヲ阻碍スルヲナク却テ之ヲシテ激進セシメタルナリ
(世) マリー位ニ即クノ明年西王ヒリプ茅二世ト結婚ス國人之ヲ悅ヒス故ニ之ニ因テ自ラ幸ヲ享ル甚々鮮シ在位ノ末年佛兵カライスヲ略ス此地英國ノ所屬ト為ル茲ニ二百十年ナリ後チ幾モナクマリー殞ス其ノカライスヲ喪ヒタルヲ慷慨シ且ツ良人ニ疎セラレ國人ノ忌ム所ト為リタルヲ以テナリ遺蹟見ル可キモノナク隨テ其殞落ヲ惜ム者ナシ

(註) 千五百五十八年エリザベツス位ヲ殘ム國
人拊喜相賀スエリザベツス在位年久シク昇平
事ナシ當時隣國ミナ内憂アリト雖モ英國獨リ
旺盛ニシテ屹然自ラ興リ曾テ歐洲第一ノ地位
ニ在ルモ今ヤ第一流ノ國ト並肩對峙スルニ至
リ更ニ新教ヲ復シテ厚ク之ヲ保護シ國教ノ確
立セル猶ホ現今ノ如ク農業貿易技術文學ノ進
歩前古比ナシ人或ハエリザベツス臨御ノ時ヲ
以テ英國文學ノ隆興恰モオースチユスノ世
ニ均シト爲スフリーカルベールコンスペンセル并

ニシエーキスピールノ如キ當時著名ノ碩學ナ
リ
(註) エリザベツスノ見ル所恰モ左廷諸臣ト合
シ忽チ宗教ノ體面ヲ改ム之ヲ當時著名ノ事跡
トス嚮ニエドワードノ時新教ヲ信スル者マリ
一ノ時變シテ舊教ノ徒ト爲リ新教ノ徒ヲ殘害
ス降テエリザベツスノ世ヲ治ムルニ及テ銳意
マタ改教ノ事ニ從フニ至レリ而シテ信教ノ自
在ナル人々教派ノ新舊ヲ論セス各其欲スル所
ニ從フ僧侶ノ祿ヲ享ルモノ九千人其中エリザ

バツスノ位ニ登ルニ及テ舊教ヲ棄テ其職ヲ辭スル者二百名ヲ下ラスト云フ

(其) エリザベツス蘇后マリイニ背キ之ヲ待ツ殘忍ナリ世人往々其舉ヲ非議スマリイ稟性善良ナラスト雖モ其絶美ニシテ不幸ヲ極ムルノ甚シキ人ヲシテ愛隣ノ情ヲ起サシムルモノ多シマリイハヘンリー第七世ノ曾孫女ナリ故ニエリザベツスニアテ英國王位ノ正嗣タリ幼ニシテ佛國ニ在リ業ヲ舊教ノ門ニ受ケ太子ヲラシニスニ嫁スフランシス後チフランシス第二

世ト稱スマリイ輕躁自ラ顧ミス人ノ説ク所ニ從ヒ敢テ英后ノ稱号ヲ冒ス是ヲ以テ禍竟ニ其身ニ及フ

(其) フランシス殂スルニ及テマリイ蘇古蘭ニ還ル時ニ歳十八是時ニ當テ其國改教ノ歩ヲ進ムル已ニ大ナリジヨニノツクスノ銳意誘導スル所ニ係ル故ニ國人マリイノ舊教ヲ信スルヲ憎ム甚シ是ニ於テマリイ扞テ援ヲ其敵エリザベツスニ仰ク

(其) マリイ其從兄ヘンリートステュアルト原ル

ダルクニ再嫁スマリー幾モナク之ヲ忌ムヘ
ンリ二年ヲ出テス竟ニ弑セラル後チ三月許
ヲ經テ伯爵ボスウエルニ嫁ス時維レ千五百六
十七年ナリ時人ボスウエルヲ以テダルクニレ
ヲ弑スルノ罪アリト爲シ舉國マタマリーノ惡
行ヲ憎ム益甚シク貴族終ニ相率テ反スマリー
獲ラレテロケレブン城ニ幽セラレ已ムヲ得ス
其位ヲ幼子ニ讓ル之ヲゼームス第六世ト稱ス
マリーノ義弟伯爵モーレー改教ノ徒ナリゼー
ムス幼冲ノ間其政ヲ攝ス

(先) マリー監ニ在ル未タ一年ナラス同志ノ援
ヲ籍リ遁レテロタルベン城ヲ出テ英國ニ至テ
エリザベツスノ庇護ヲ仰カント欲ス而シテ遂
ニ果サスエリザベツス之ヲフォーセリンデー
城ニ幽スル十八年余終ニ英后ノ位ヲ覬フヲ以
テ其罪ヲ論シ之ヲ監中ニ斬ルマリー時ニ歳四
十五
(三) 當時紐折爾蘭ノ人民西王ヒリツプ第二世
ニ反スエリザベツス銳意之ヲ援ク水師提督ソ
ル、フランシス、ドラック嘗テ南亞米利加ニ航シ

テ西班牙所屬ノ地ヲ侵略スヒリツプ乃チ前古
未曾有ノ艦隊ヲ編成シ以テ英國ヲ伐ツ之ヲ名
ケテ敵兵勝ツ能ハサルノ水軍ト曰フ往年受ク
ル所ノ汚辱ヲ雪キ併セテ新教主唱ノ國ヲ戡定
セント欲スルナリ

(世) 西班牙ノ水軍戰艦百五十艘巨礮三千門兵
負二萬七千人彎陣ヲ作テ海面七英里ノ間ニ横
ハリ英國ノ海峽ニ入ル英國ノ艦隊百八艘ホワ
ードドラツクハウキンスフロビツシエル及ヒ
ラレー之ヲ督シ迎ヘ戰フ漸ク其勢ヲ失フヲ待

チ急擊之ヲ破ル其ノ西班牙ニ還ルモノ戰艦僅
ニ五十艘兵負六千人ヲ搭載ス

(世) エリザベツスノ時俊傑才子前後輩出シベ
ルコソボルレー及ヒワルシinghamノ如キ忠誠
國ヲ愛スルノ士顯要ニ立テ其政ヲ輔ク但夕其
内交寵ヲ受クルノ徒ニ至テハ往々ニシテ佞奸
賤ム可キ者多シエリザベツス即位ノ初メレー
セストルノ伯爵ロベルトドットレー寵ヲ受ク
ル甚タ渥シドットレート卒スルノ後チエツセツ
キスノ伯爵ロベルトデベロウ恩寵第一ノ臣タ

リテバロウ身顯族ニ生レ少壯ニシテ百藝盡ク
備ハリ才高ク氣豪ナリ而シテエリザベツスエ
ツセツキスト等ヲ生シテ相和スルモノ再三嘗
ナラスエツセツキス終ニ反シ謀叛ノ罪ヲ以テ
斷頭セラレ

(世) エリザベツス百事成ラサルナク威歐洲列
國ニ振フ而シテ末路不幸ニシテ憂悶悲愁ノ間
ニ殂ス人或ハ之ヲ以テ老年多病ナルニ方テ左
右乖ク者多キニ因ルト為シ其言ヲ引用シテ之
ヲ証ス旭日ヲ拜スル者ハ夕暉ニ背スト又夕或

ハ之ヲ以テエツセツキスノ逝去ヲ追悔スルニ
因ルト為ス者アリエツセツキス人ト為リ頑執
動ス可カラスエリザベツスは是ヲ以テ想ヲエツ
セツキスニ絶ツエツセツキス刑ニ就クノ日エ
リザベツスニ哀訴シテ寛赦ヲ請フ常ニエツセ
ツキスヲ憎ム者途ニ之ヲ遮ルエリザベツス晚
年ニ及テ之ヲ悟ル伯爵ノツチンガムノ夫人終
ニ臨テエリザベツスヲ迎ヘ原史家ノ諸説
概子皆ナ然リ自ラ
之ニ告ケテ曰クエツセツキス處刑ハ日妾ニ托
シテ陛下賜フ所ハ指環ヲ陛下ニ致シ恩典ヲ請

ハ而ルニ妾輕忽之ヲ忘ルトエリザベツス赫怒
措カス其夫人ヲ拿テ之ヲ振搖シ疾聲叫テ曰ク
天法ヲ怒スモ朕何ソ汝ハ罪ヲ赦サント是ヨリ
沉鬱食ヲ絶テ痛哀シテ竟ニ殂ス實ニ千六百三
年ナリ春秋七十在位四十五年

(註) エリザベツス學識特ニ著ハル能ク希臘羅
甸佛蘭西及ヒ西班牙ノ數語ニ通ス施治明敏ニ
シテ内外之ヲ仰ク而シテ其政略ニ三要訣アリ
曰ク民。心。ヲ。懷。ク。ル。ナ。リ。曰ク用。度。ヲ。節。ス。ル。ナ。リ。
曰ク敵。人。ヲ。離。間。ス。ル。ナ。リ。而シテ國人ノ昌榮ヲ

進ムルニ厚クシテ自由ヲ重スルヲ甚タ薄シ其
位ニ在ルヤ始ニハ溫柔謙讓ニシテ終ニハ傲慢
嚴厲ナリ稟性殘忍ニシテ其心固ヨリ霸虐ヲ好
ミ殊ニ舊教ノ徒及ヒピウリタンズ教徒ヲ殘害
スル酷シ羅馬教王ヲ認メテ天下無二ノ主宰ト
為スヲ欲セスト雖氏百事擬子羅馬ニ倚依スル
ヲ猶ホ父王ノ如ク然リ

(註) エリザベツス内行修マラス敢テ破
リ殘虐ヲ行ヒ溫柔ノ婦徳ヲ具フルナシ言語進
退驕傲ニシテ自ラ其容色ニ誇リ六十五ノ老年

ニ及フモ猶且ツ左右ノ之ヲ稱讚スルヲ悦ヒ婦
女ノ艷美ヲ嫉ム特ニ甚シ事モシ逆鱗ニ觸ル、
アレバ其品位ヲ忘レテ自ラ制スル能ハス故ニ
良心ノ力微弱ニシテ才能明敏ナル者ハ宜シク
エリガベツスヲ以テ鑑ト為スヘキナリ

第八章

スチユアルト統　ゼームス

第一世　チャールレス第一世

共治政體　コロンウエル

チャールレス第二世　ゼー

ムス第二世　ウイルレム及

ヒマリー　ア　即チ紀元

後千六百三年ヨリ千七百十

四年ニ至ル

(一)

エリガベツス終ニ臨ミ蘇王ゼームス第六

世ヲ以テ之カ嗣ト為スゼームスハ其敵マリー

ノ子ナリ血統ヲ以テ己ニ正嗣ノ格ヲ有ス位ニ

即クノ後チ英王ゼームス第一世ト稱シ一身ニ

シテ二王ノ位ヲ併有ス即チスチユアルト統ノ

世祖ニシテ性暴虐ヲ好ミ行輕躁ナリ殊ニ感恩

守信ノ念ナク其友愛ノ心ニ乏シキハ己ニ人口

ニ會灸ス而シテスチユアルト統ノ列王相繼テ
世ヲ治ムルヤ君民權ヲ争ヒ擾亂已ムナシ

(二) ゼームス英國ニ至ル時ニ暴徒相謀テ政府
ヲ顛覆シゼームスノ従弟アラベルラスチユア
ルトヲ以テ其位ヲ踐マシメント欲ス而シテ事
終ニ發露ス彼ノ有名ナルソルウオルトルラレ
ーノ如キ前王在位ノ時聲譽已ニ著ハル而シテ
今コノ密計ニ與ルノ故ヲ以テ死刑ノ宣告ヲ受
ケ獄ニ在ル十五年救命ヲ以テ竟ニ斷頭セラレ
刑状酷タ殘忍ナリ

(三) 後マタ更ニ勇猛敢爲ノ陰謀ヲ企圖スル者
アリ之ヲ名ケテ火藥陰謀ト曰フ舊教ノ徒ニシ
テ狂猛望ナキ者ノ計ル所ナリ國會議事堂ヲ破
壞シ一舉ニシテ國王貴紳及ヒ代議士ヲ爆殺セ
ント欲ス而シテ將ニ其事ヲ果サントスルノ夕
ニ至リ竟ニ發覺スガイフハウクス捕ヘラル燧
具ヲ懷ニセルヲ以テナリ

(四) ゼームス懦弱ニシテ佞奸ノ徒ヲ愛スソ
メルセツトノ伯爵カレীগツキンガムノ公爵
ビルリエルスノ如キ寵ヲ受クルノ最タル者ナ

リ其行放佚ニシテ國人之ヲ忌ム而シテ寸功ノ
見ル可キナシ但タ容貌ノ美麗ナルト學藝ノ絶
倫ナルノミ

(五) マリー位ニ在ルノ日ピウリダニス教徒始
メテ出ツ降テエリザベツスノ時ニ至リ其勢已
ニ熾ナリ銳意以テ自由ヲ伸暢シ宗教ヲ變革ス
ルニ汲々タリゼームス位ニ登ルニ及テ竊ニ望
ヲ屬シ以為ラクゼームスノ我黨ヲ待ツ必スヤ
之ヲ前王ニ比スレハ更ニ寛裕ナル所アラシ蓋
シゼームス業ヲフレスビトリアン教派ノ門ニ

受ケタルヲ以テナリト然リ而シテ百事盡ク其
期スル所ニ違フ是ニ於テ奮然蹶起シテ遠ク亞
米利加ニ航シ終ニ千六百二十年ヲ以テ新英國
ノ疆ヲ其地ニ開キ難ヲ避ケテ自ラ之ニ移住シ
縱ニ其信スル所ヲ行フ

(六) ゼームス性權ヲ擅ニスルヲ好ミ居常人ニ
語リ若クハ國會ニ向テ其說ヲ演スルアル毎
ニ國王ミナ天權アリ任意ソノ臣民ヲ駕御ス可
キヲ以テス但タ其嘉尚ス可キモノハ天稟ノ溫
和ナルノミゼームス在位二十二年昇平事ナク

通商ノ道大ニ開ケ國漸ク富盛ヲ致ス自ラ益スル多カラスト雖氏之ヲ要スルニ民ヲ利スル亦ク少シトヤス

(七) ゼームス内行修マラス才學俊秀ナリト雖モ寧ロ装腔ニ失スルノ弊ナキ能ハス而シテ外貌虚飾ヲ好ム殊ニ甚シ故ニ史上ノ真王タラスシテ却テ劇場ノ假王タリ且ツ大ニ諂諛ヲ悦ブ是ヲ以テ牧師及ヒ左右媚ヲ献スルノ徒之ヲ尊稱シテ英國ノソモモント名ク然ルニ公爵ソルリ一之ヲ朝テ歐羅巴洲中至賢ノ愚夫ト為ス公

正無私ノ眼ヲ以テ之ヲ評セハ此綽號ノ當ヲ得タルヲ知ルナリ牧師ボル子ツト曰クゼームスは只是ハ虚傲外ヲ粧フハ徒ハミ故ニ明斷勇氣忍耐ハ實カヲ有スルハシ在位ハ間其行フ所往ハ卑劣ニシテ常ニ人ハ侮ル所ト為ルト

(八) 當時貿易漸ク盛ニシテ財貨随テ輻湊シ知見民間ニ普及シテ人ミナゼームスノ資質ヲ蔑視ス且ツピウリタンス教徒ノ數愈多キヲ加フルニ及テゼームスノ措置全ク其期スル所ニ違ヒ之ト争テ難ニ遭フ一ニシテ足ラス是ニ於テ

自由ヲ尚フノ念國中ニ流布シ志士到ル處民權
ヲ擴張シテ君權ヲ限縮セント欲ス故ニ人民苛
政ニ抗スルノ精神ヲ養成シタルハ實ニゼーム
ス在位ノ時ニシテチャールス第一世ノ治ヲ施
スニ至テ終ニ王政ヲ顛覆スルモノナリ
(九) 千六百二十五年チャールス第一世位ニ即
ク時ニ年二十五國內昌盛ニシテ一人ノ其位ヲ
爭フ者ナシ然リ而シテ五十年來國中ノ輿論翻
然一變シ國人常ニ政教ノ自由ヲ得ルニ汲々タ
リ故ニ今ヤ之ヲ治ムルニ往昔人智未タ開ケス

自ラ卑屈ニ安ニスルノ日施ス所ノ舊例ヲ以テ
ス可カラサルニ至レリチャールス威權ヲ擅ニ
シ且ツ佞寵ブツキンハムヲ愛スル猶ホ父王ノ
如シ故ニブツキンハムノ權勢ヲ張ル依然トシ
テ前日ニ異ナラスチャールス佛王ヘンリー第
四世ノ女ヘンリツタマリアヲ娶ルマリア深く
舊教ヲ信ス是ヲ以テチャールス心ヲ舊教ニ傾
ク之ヲ禍ヲ招クノ一大起因トス

(十) ゼームス在位ノ末年チャールスブツキン
ハムヲ從ヘテ馬德里ニ至リ西廷ヲ訪フテ皇女

マリアノ入輿ヲ請フブツキンハム失體アリ議
終ニ破レテ英西兵ヲ構フルニ至ル而シテチヤ
ーレス位ニ登テヨリ未タ幾ナラス國會ニ詢フ
テ之カ軍資ヲ募ル國會之ヲ肯セス是ニ於テチ
ヤーレス大ニ激シ斷然其議ヲ經スシテ各種ノ
税ヲ賦課ス

(土) 其一ヲ墩税及ヒ磅税ト唱ヘ普ク之ヲ商品
ニ課シ其一ヲ供艦費ト名ケ港口ハ固ヨリ論ナ
ク之ヲ全國ニ募ルチヤーレス國會ノ發令ヲ待
タス縱ニ兵士戰艦糧糧及ヒ軍器ヲ募ルノ權ア

ルヲ唱フ若シ之ヲシテ其言ノ如クナラシメハ
自由政體ノ壞滅知ル可キノミ而シテ供艦費ノ
賦課アリテヨリ國人初メテ奮起シ多年未定ノ
國憲ヲ確定シテ終ニ君民ノ權限ヲ明ニスルニ
至レリ故ニ之ヲ史乘著名ノ課税トス

(土) ジヨン、ハンブデンナル者アリ才智衆ニ超
ヘ義烈國ヲ愛スルノ士ナリ國會國人共ニ之ヲ
仰ク固ヨリ此賦課ニ服セス巍然トシテ之ニ抗
ス而シテ審官私心アリ妄ニ之ヲ罰スト雖其敢
テ其難ヲ冒シ遂ニ其志ヲ達ス是ニ於テ衆庶其

罰ノ不當ナルニ激シ俄然トシテ多年ノ昏昧ヲ
破リ漸ク其自由ヲ得ルノ危険ナルヲ悟ルニ至
レリ

(三) フエルトン公爵ブツキンハムヲ刺スフエ
ルトン愛倫ニ生ル狂暴省ルナキノ徒ナリ伯爵
スタツフオールド諫議ノ職ニ任シ総牧ロード教
事ヲ主理ススタツフオールド銳意王權ヲ輔擴シ
自由ヲ束縛ス是時ニ當テ天下ノ輿論靡然テウ
リタンズ教徒ノ奉スル所ヲ是トス其神ヲ拜ス
ルノ法式純樸ナルヲ以テナリロード之ヲ察セ

ス更ニ寺院ニ令シテ新禮ニ遵ハシム國人之ヲ
悦ヒスロード嚴命ヲ下シ強テ之ヲ行ハシム
(四) チャーレス一定ノ新式ヲ英國ニ行フヲ以
テ猶ホ足ラスト為シ延テ牧師主教ノ法ヲ蘇古
蘭ニ及ホシ英國ノ祈禱文ヲ以テ國教ニ誦用セ
シム是ニ於テ人心大ニ激ス上ハ貴族ヨリ下ハ
農夫ニ至ルマテ其非ヲ鳴サ、ルナク甚シキハ
婦人ニシテ且ツ敢テ之ニ抗スル者アルニ至ル
エゲンボルフノ一寺院ニ於テ始メテ此經文ヲ
用フ讀經ノ聲起ルニ及テ一老婦アリ卒然憤ヲ

發シ依ル所ノ倚子ヲ把テ之ヲ講師ノ頭上ニ投
 ス全會之カ為ニ擾動シ講師其式ヲ畢ルヲ得
 ス滿堂ノ會衆牖戸ヲ破テ出テ且ツ疾聲呼テ曰
 ク羅馬教王元ト何モハソ只是レ耶蘇ニ背クハ
 徒ハ三宜シク石必テ之ヲ擊ツハシト
 (主) 英國ノ祈禱文ヲ以テ強テ之ヲ行ハント欲
 シ牧師ノ敗ヲ取ルモノ蘇古蘭全國往々ミナ然
 リ嚮ニ改教ノ舉アルニ當リ始メテ國盟ナルモ
 ノヲ組織シ以テ牧師主教ノ法ヲ排斥シ兼テ羅
 馬教王ノ治下ニ立ツヲ厭フ而シテ今マタ之ヲ

興シ上下貴賤ニ論ナク多ク之ニ加盟ス後チ又
 タ一種ノ新盟ヲ編成スル者アリ之ヲ名ケテ肅
 盟ト曰フ英蘇兩國加盟ノ徒甚タ衆ク彼此相依
 リ以テ其教旨ヲ守防ス其主眼トスル所固ヨリ
 國盟ニ均シト雖氏其趣旨ニ至テハ更ニ激烈ナ
 リトス
 (共) 千六百四十年チャールレス國會ヲ開ク蓋シ
 已ムヲ得サルニ出ルナリ曩ニ之ヲ開テヨリ休
 會スルモノ茲二十一年ナリ而シテ下院ノ議員
 チャールレスノ要ムル所ニ應セサルノミナラス

却テ民間ノ憂苦ヲ訴フ其大綱三アリ曰ク國會
ハ特例ヲ破ルナリ曰ク不當ハ租税ヲ課スルナ
リ曰ク宗教ハ體面ヲ害スルナリ是ニ於テチャ
ーレス開會ノ益ナキヲ知リ即チ之ヲ解散ス後
チ幾モナク再ヒ之ヲ開クニ及テ衆議一決シテ
スタツフォルド及ヒロードヲ塔監ニ幽ス其ノ
國憲ヲ顛覆シテ更ニ專制ノ治ヲ施サント欲シ
タルヲ以テナリスタツフォルドハ大逆ヲ以テ
斷頭セラレロードハ五年ヲ經テ均シク刑セラ
ル

(七) 千六百二十九年チャーレス議負九名ヲ獄
ニ下シ以テ國會ノ特例ヲ破ル然リ而シテ今マ
タ爵紳キンボルトン及ヒ下院議負ピームハン
プデンホルリースハズレリツグ并ニストロツ
ドノ五名士ヲ刑セント欲シ輕舉自ラ顧ミス是
ヲ以テ大ニ人心ヲ激シ終ニ内亂ノ禍源ヲ煥起
スチャーレス兵二百ヲ從ヘ之ヲ門外ニ列子テ
自ラ會堂ニ入り之ヲ拿ヘント欲ス議長レンサ
ルニ向テキンボルトン以下ヲ指名セシムレン
サル拜跪シテ之ニ答テ曰ク臣ハ本會ハ治下ニ

在リ會規以外ハ事ハ目以テ見ル可カラ不舌以テ陳フルヲ得ズ伏シテ請フ重子テ下問アラサラントヲト

(六) 是ヲ以テチャーレス其意ヲ果サスシテ空シク去ル滿堂ノ議貞低聲相告ケテ曰ク是レ特例ヲ破ルナリ是レ特例ヲ破ルナリト其聲瞭然タリ是ヨリ黨讐共ニチャーレスヲ蔑視スル愈甚シ後チチャーレス事ニ托シテ其過ヲ謝スト雖氏時機已ニ晚レテ竟ニ國會ノ信憑ヲ失フ是ニ於テ國會チャーレスノ權域ヲ制限シ併セテ

國憲上定ムル所ノ職權ヲ剝奪セント欲ス

(七) 是ヨリチャーレス國會互ニ相容レス決然事ヲ干戈ニ訴ヘント欲シ内亂忽チ至ル實ニ千六百四十二年ナリ貴紳豪族及ヒ牧師ヨリ舊教并ニ牧師主教ノ法ヲ信奉スルノ徒ニ至ルマテ大抵ミナチャーレスニ黨シ地方中等社會ニ立ツ者及ヒ在都ノ商賈概チ國會ヲ援ク是レミナ牧師主教ノ法ヲ非トスルノ徒ニシテ即チピウリタンス教派ニ属スル者ナリ長老主教ノ法ヲ是トシ教會特立ノ法ヲ唱フル者ノ如キ皆之ニ

左祖ス而シテチャーレスニ黨スル者ヲ騎隊ト
名ケ國會ヲ援クル者ヲ圓頭ト曰フ蓋シ敵人ソ
ノ剪髮ノ短キヲ以テ命スル所ノ綽號ナリ

(七) 是時ニ當テ全國不幸ニシテ宗教ニ狂シ之
ニ兼スルニ華奢ヲ極メ黨心ヲ養フ故ニ國會ノ
首領タル者及ヒ自由ヲ唱ヘテ兵ヲ起ス者ノ如
キ之ヲ要スルニ皆ソノ氣風ヲ帶ヒ王黨モ亦夕
多クハ放佚沈淪ノ徒ナリ然リ而シテ猶且ツ常
ニ敵人ノ行為ヲ笑フ名士リチャールドバキスト
ル曰ク國會ニ敵スル者ニシテ吾カ知ル所ハ者

ハ皆ナ能ク飲ヲ節シ且ツ常ニ人ニ語テ云フテ

チャーレスハ唱フル所ハ正義ナリ而シテ國會ニ
黨スル者ハ俊傑ナリト

(世) ヘンリー第七世踐祚以來英國復タ兵ヲ動
スノ事ナク用兵ニ長スル者甚タ鮮シ王師ノ主
將ハチャーレス以下伯爵リンドセー太子ルツ
ペルト及ヒソルジヤコツブアストレーニシテ
國會ノ兵ハ始メ伯爵エツセツキス之ヲ督シ中
コロロルド、フハヤフハツキス之カ元帥ト為リ
終ニオリバー、コロシウエル之ニ將タリ亂起

ルノ初メニ當リチャールレス國會互ニ一良將ヲ
 亡フ即チ國會ニハハンプデン王師ニハロルド
 フハルクランドナリ千六百四十二年エツダハ
 イルニ戰ヒ明年マタニウブリニ戰フ天兵之
 ニ勝ツ千六百四十三年マルストンムールニ戰
 ヒ千六百四十五年ナズビーニ戰フ王師僉ク敗
 ル

(三) 交戰五年ヲ經ルノ後チチャールレス竟ニ敵
 兵ノ獲ル所ト為ル下院ノ中一二主唱者アリテ
 盡ク其同列ヲ卻ケ國會兵ノ力ニ籍リ更ニ議貞

百三十三名ヲ以テ高等法院ヲ開キ謀反ノ罪ヲ

以テチャールレスヲ糾彈セシムグラツドシヤウ
 之カ議長タリチャールレスニ向テ其斷案ヲ宣告
 シテ曰ク本院チチャールレスチチユアルトヲ認メ
 テ罪アリト為ス即チ奸暴人ヲ殺スハミナラズ
 兼テ又チ闖國良民ハ公敵ナリ罪死ニ該ル當ニ
 之ヲシテ身首ツハ處テ異ニセシムヘキナリト
 (三) 是時ニ當テ亂後ノチャールレスハ復タ亂前
 ノチヤールレスニアラサルナリチヤールレス泰然
 其心ヲ潔フシ天道ヲ信シテ從容自ラ慰ス其亂

彈ヲ受クルノ日舉止靜肅敵人ト雖氏且ツ氣性
ノ高尚ナルヲ稱スルニ至レリ固ヨリ高等法院
ノ職權ヲ是認セスト雖氏敢テ又タ其已レヲ刑
スル者ヲ咎メス天命ニ安シテ顔色自若タリ而
シテ自ラ其頭ヲ刑俎ノ上ニ置ク刑吏ミナ面殻
ヲ被ル一撃ニシテ之ヲ斬リ其首ヲ捧ケ且ツ大
聲號テ曰ク奸賊ハ首ヲ看ヨト時ニ觀衆敬歎
惜ノ聲ハ兵卒拊喜喝彩ノ聲ト相和ス是レ實ニ
千六百四十九年ナリ

(註)

嗚呼チヤールレス第一世ノ末路其レ斯クノ

如シ人君タルモノ宜シク以テ自ラ鑑ミ審ニ興
論ヲ察シテ其理アルモノハ之ヲ容ルヘキナリ
其レ然リ而シテチヤールレスヲ刑シタルハ決シ
テ國民ノ公議ニアラス一二狂暴野心ヲ披ム者
ノ所為ニ出テタルナリ其ノ亂彈ノ任ニ當リタ
ル者ト雖氏之ヲ憚テ法廷ニ臨ムモノ僅ニ其半
ニ過キス故ニチヤールレスノ刑ヲ受ケタルハ却
テ死後ノ名聲ヲ高フシタルナリ蓋シ之ニ因テ
敵人ノ誹議ヲ減シ黨友ノ讚言ヲ加ヘタルヲ以
テナリ黨友乃チチヤールレスヲ尊稱シテ道ヲ守

リ。寛ニ死スルノ君主ト為スノミナラス其苦ヲ
受ケタルノ情ヲ憐テ其之ヲ弑シタル者ヲ憎ム
ノ甚シキ敢テ其失行ノ禍ヲ買ヒタルヲ咎ムル
ナキニ至レリ

(五) チャーレス生レナカラニシテ暴虐ノ心ヲ
統祖ニ承ケ深宮ニ育ハレテ華奢放佚ノ間ニ長
シ左右ニナ昇屈媚ヲ獻スルノ佞臣ノミ豈ニ判
ヤーレスノ不幸ト謂ハサル可ケンヤ夫レ暴威
ノ勢力ハ終ニ輿論ノ勢力ニ屈ス古今各國ノ帝
王往々此理ヲ悟ル遲シ而シテチャーレス實ニ

能ク此理ヲ解スル者ナリト雖凡如何セン其政
ヲ施スヤ反覆常ナク誠意信ヲ守ラス是レ其失
錯ノ最モ大ナルモノニシテ禍ヲ來スノ要因ナ
リチャーレス常ニ約ニ背ク故ニ國會其言ヲ信
セスト云フ

(六) チャーレス天資懦弱ニシテ外政嘉ニス可
キモノナシト雖凡才學兼子備ハリ達辯ニシテ
且ツ文事ニ長ス内行端正謹嚴ナルヲ以テ之ヲ
誹ル者ト雖凡竊ニ敬愛ノ心ヲ生スルニ至ル又
夕教事ニ至テハ牧師ボルチツトノ言ハル如ク

新教ニ偏セ、ス舊教ニ黨セ、ス自ラ其中正ヲ得ク

リ
(其) チヤールレスノ措置一トシテ政教ノ自由ヲ
箝束スルニ在ラサルナシ若シ國人ヲシテ之ニ
黙從セシメハ當時暴政ノ下ニ立チタルヲ必セ
リミストル、ホームハ厚クステユアルト王統ノ
為ニ辯ヲ作ス者ナリ而シテ且ツピウリタンス
教徒ノ為ス所ヲ是認ス其言ニ曰ク自由ハ光輝
ヲ煥發セシハ實ニピウリタンス教徒ハカナリ
而シテ國憲ハ寛裕ナルヲ致シタルモ亦ク一ニ

其カニ因ル英國人民タルモハ誰カ其餘澤ニ浴
セサル者アラシヤト

(其) 初メ王室ノ暴政ニ抗シタル者ハ正義愛國
ノ士ナリ其ノ刻苦勉勵能ク人權ヲ保安セシモ
ノ皆是レ後人ノ其澤ニ浴スル所ナリ然リト雖
氏口ニ信教ノ自由ヲ唱ヘテ其行却テ之ニ矛盾
スル者ナキニアラス爭鬪ノ正ニ熾ナルニ當テ
漸ク狂猛偏頗ノ心ヲ生シ殊ニ之カ巨魁タルモ
ノ皆ナ以為ラク己ニ其意ヲ達セハ方便ノ不正
ナルハ自ラ消盡セン何ソ是非榮辱ヲ顧ミルヲ

西史要略 卷之五
須ヒント故ニ其戰ニ從事シテ人權公道ヲ守防
スト稱スル者ニシテ猶且ツ自ラ之ヲ破ルアリ
前後撞着斯クノ如キモノ往々革命ノ本性ナリ
豈ニ獨リ此變亂ノミナランヤ

(芟) チャーレス死刑ノ後チ幾モナク王政ヲ廢
シ上院ヲ解キ更ニ共治政體ヲ立ツ而シテ天下
ニ告クルニ治國ノ首權ハ民撰ノ代議士ニ在ル
ヲ以テシ且ツ曰ク國會ハ議決ヲ經スシテ何人
ト雖モ玉號ヲ付スル者ハ其罪大逆ニ該ルト
(辛) ロード刑ニ就クノ後チ牧師主教ノ法ヲ廢

シ長老主教ノ法ヲ以テ之ニ代ユ然ルニ長老教
派ノ勢力漸ク衰ヘ獨立教派屹然勃興ス而シテ
國會コロンウエルノ力ニヨリ終ニ王權ヲ奪フ
是ニ於テ大權一時國會ニ歸シタリト雖モ今ヤ
全ク將士ノ掌中ニ屬スルニ至レリ未タチャー
レスノ糾彈アラサルノ前コロンウエル盡ク長
老教派ノ徒ヲ國會ヨリ驅逐シ獨立教派ノ徒ヲ
以テ之ヲ組織ス時人之ヲ嘲テ牛股ト名ク初メ
長老教派ノ徒將士ヲ役シテ教政ヲ覆シ王政ヲ
廢シ以テ其志ヲ得タリト雖モ竟ニ復タ將士ノ

滅ス所ト為ル

(三) 蘇古蘭ノ國會ハ固ヨリチャールレスノ亂
ニ與ラスチャールレス已ニ殂スルノ後チ其王ヲ
推シテチャールレス弟二世ト為シ約ヲ立テ鈐璽
セシムコロンウエル乃チ兵一萬六千ヲ督シテ
蘇境ニ入り千六百五十年ドンバールニ戰テ尊王
立約ノ徒ヲ破ル王師英國ニ退クコロンウエル
尾撃シテ之ヲ追フ千六百五十一年大ニウオ
ルセストルニ戰ヒ王師大半或ハ獲ラレ或ハ殺
サルコロンウエル威風稟々倫頓ニ凱旋ス

(三) 幼主チャールレスノ遁走スルヤ變粧シテ晝
ハ邊陲ノ民家ニ泊シ夜ハ間道ヲ經テ潛ニ行ク
幸ニ發露ヲ免ルト雖氏惡食以テ纒ニ其飢ヲ免
ルノミ曾テ終日橡樹ノ頂上ニ在リ身ヲ匿シテ
難ヲ免ル此時敵兵追テ至リ樹下ヲ過キ相告テ
曰ク庶幾クハチャールレスハ潛ム處ヲ檢出セン
トチャールレス險ヲ冒ス二月終ニ機ヲ得テ佛國
ニ走ル

(三) 千六百五十一年共治政體ノ國會ニ於テ有
名ナル航海令ヲ發布シ英國ノ商船若クハ商品

産出地ノ船舶ニアラスシテ外品ヲ輸入スルヲ
禁ス是ヨリ英國海軍ノ勢力漸ク加ハリ終ニ屹
然一世ヲ壓スルニ至レリ是ヨリ先キ歐洲ノ商
權一ニ和蘭ノ掌中ニ歸ス故ニ今之ヲ發行シテ
其專握ヲ奪ハント欲スルナリ是ニ於テ英蘭互
ニ兵ヲ交ヘ英國遂ニ之ニ勝ツ此役ヤ英國ノ水
師提督ブラツク和蘭海軍ノ主將バニトロンプ
及ビドルイトルト戦テ大ニ功アリ

(註) 國會ノ開議遷延十二年ニ及ヒ竟ニ衆庶ノ
信任ヲ失フ時人之ヲ名ケテ長期國會ト曰フ當

初コロンウエルノ玩器タルニ過キスト雖氏漸
ク其專横ヲ憤リ終ニ將卒ヲ説テ其力ヲ籍リ以
テコロンウエルノ權勢ヲ剝ント欲スコロンウ
エル竊ニ之ヲ悟ル而シテ將卒猶ホ離反セス是
ヲ以テ決然王位ヲ僭有セント欲シ武官ヲ會シ
テ事ヲ議ス人アリ來リ報シテ曰ク嚮ニ下ス所
ハ某稟議案國會之ヲ否決ストコロンウエル佛
然トシテ起テ隊將バルノンニ向テ疾聲號テ曰
ク余且ニ頭髮冠ヲ衝クハ一大事業ヲ作サハル
ヲ得スト

(美) コロンウエル即チ兵三百ヲ率テ國會ノ議堂ニ至リ之ヲ門外ニ置テ急ニ堂内ニ入ル赫怒滿面暫ク其議スル所ヲ聽キ卒然起テ國會ノ失體ヲ極言ス既ニシテ頓足以テ號令ニ代ヘ兵ヲ場中ニ延キ且ツ衆貞ニ告ケテ曰ク汝輩蓋ハ忍テ逆ニ去レ更ニ廉潔正義ハ士ヲ以テ之ニ替ハシ汝輩ハ己ニ國會ハ議貞ニアラス天乃チ汝輩ヲシテ去ラシムルナリト盡ク之ヲ場外ニ逐ヒ且ツ其門戸ヲ鎖サシム

(美) 既ニシテコロノウエル治國ノ大權ヲ掌握

シ更ニ國會ヲ開キ以テ民心ヲ收ム其議貞撰擧ノ法ニ至テハ別ニ異ル所ナシト雖其組織ノ精神全ク新ナリ牧師ヲ各郡ニ派遣シテ恰當ノ人物ヲ求ムルヲ宛モ教會ノ制ニ異ナラス牧師之ヲ復命スレハコロノウエル親ラ蒞テ顧問會ヲ開キ其中ニ就テ百六十三名ノ代議士ヲ撰拔セシメ日ヲ期シテ之ヲ召集ス應スル者百三十人ホワイトハールノ會堂ニ會ス是レ皆ナ時論ノ狂猛ナルニ心醉スルノ徒ナリ之ヲ名ケテ小國會ト曰フ又タ往々瘠人國會パルボニスガリアメントノ名アリ議貞ノ

首領ニ一人ノ製革匠アリ時ノ風致ヲ以テ之ヲ
ハライスゴツトパールポント名ケタルニ因ル
ナリ

(壬) 千六百五十八年七月四日ヲ以テ此小國會
ヲ開キ其年十二月ニ至リ之ヲ閉ツ其會ヲ散ス
ルノ日新定ノ國憲ヲ公布シコロンウエル自ラ
國保ト稱シテ其職ニ就キ地位威權共ニ國王ニ
均シク遂ニ平生ノ宿望ヲ達ス但々其名ヲ冒サ
ルノミ且ツ議貞二十名名ヲ以テ顧問會ヲ設
ク人ミナ陛下マジェステヲ以テ稱セサルモ之ヲ名ケテ閣

下ト曰フ後チ王號ヲ得ント欲ス左右終ニ之ヲ
獻ス時ニ天下異議多シコロンウエル身將ニ危
カラントス是ニ於テ心竊ニ之ヲ辭セント欲ス
ルニ至レリ

(癸) コロンウエル勵精治ヲ圖リ政蹟大ニ舉ル
當時歐洲其右ニ出ル者ナシ外ニハ水師陸兵連
戰咸ク勝テ西班牙所屬ノジャマイカ島及ヒド
ンキルク府ヲ略シ内ニハ陰謀ヲ破テ奸徒ヲ誅
シ信教ノ自由ヲ與ヘテ審判ヲ公平ニス是ニ於
テ四隣仰テ之ヲ敬シ遠近交ヲ求ム其職ニ在ル

久シカラスト雖氏天資豪邁ニシテ功業ノ雄偉ナル實ニ英國史中ノ最タル者ナリ外人ヲシテ其國權ヲ尊重セシメタルカ如キ古往今來マク其比ヲ見サル所ナリ而シテコロンウエルノ力ヲ國事ニ盡ス至ラサル所ナシト雖氏尊王黨及ヒ共治黨ノ中ニ於テ之ヲ憎ム者甚タ多シ故ニ其末年ニ及テ居常刺客ヲ恐レ竊ニ夜下ニ鉄甲ヲ穿テ短銃ヲ懷ニシ且ソ同室ニ寢睡スル三夜ヲ出テス終ニ千六百五十八年癘ヲ病テ卒ス權ヲ執ル九年春秋六十

(義) コロンウエル六古來英國無比ノ英傑ナリ其未タボナバルテノ興ラサルニ當テ名聲込古歐洲ニ冠タリ遂ニ三強王國ノ政權ヲ掌握シ初メ王政ノ苛虐ヲ脱セント欲シテ共ニ兵馬ニ從事スル者ト雖氏終ニ牛馬ヲ以テ之ヲ待ツニ至ル是レ皆ナ門地財産若クハ縁故ノ幫助ヲ藉ルニアラスシテ自ラ其力ニ頼ルナリ故ニ人ミナ其凡庸ニアラサルヲ畏ル

(甲) コロンウエルノ身ヲ立テ名ヲ為スモノ畢竟スルニ其能ク兵ヲ服スルノ致ス所ナリ而シ

テ將卒ノ品行端正ナルハ其俱ニ天道ヲ信スル
ノ厚クシテ互ニ其善ヲ貴メタルニ因ルナリ神
ヲ拜スルノ頻々ナルハ猶ホ武ヲ練ルノ屢次ナ
ルカ如ク將官ノ會ヲ開ク必ス祈禱ヲ以テスコ
ロシウエルノ如キ持テ然リ故ニ將卒之ヲ尊稱
シテ天ノ嬖人ト名ク初メコロシウエルノ艱ヲ
凌キ難ニ堪ヘ銳意以テ顯職ニ立ント欲スルニ
當リ故ラニ自ラ之ヲ好マサルモ萬已ムヲ得サ
ルカ如クシ世人ヲシテ將士ノ懇請已マス國情
マタ免レ難キモノアリテ其全ク天意ニ出テタ

ルヲ明知セシメントス己ニ其大權ヲ執ルニ及
テ左右ミナ切ニ其ノ王位ニ即クヲ勸ムルカ如
キ皆ナ預メ内諭スル所アルニ由ルナリ而シテ
コロシウエル佯テ之ヲ斥ケ終ニ之ヲ容ル
(聖) 人ミナコロシウエルヲ以テ志望遠大ニシ
テ飽クヲ知ラス陽ニ善徳ヲ粧フ者ト為シ之ヲ
惡ム甚シ今之ヲ宇内ノ史乘ニ求ムルニ聲名ノ
顯著ナル之ニ等フシテ外政内行共ニ績ヲ同フ
シ而シテ史家ノ稱讚ヲ受クル之ニ及ハサル者
ハ稀ニ見ル所ニシテ多ク聞カサル所ナリコト

シウエルヲシテ果シテ斯クノ如クナラシムル
モノ抑モ亦タ自然ノ理勢ナリ蓋シ其志ヲ得ル
ノ道ニ當テ正當ノ王政ヲ顛覆シ兼テ又タ衆庶
ノ自由ヲ箝制シ以テ當時ノ二大黨派タル民權
黨及ヒ王權黨ヲシテ共ニ之ヲ厭惡スルニ至ラ
シメタルナリ人或ハ曰フコロンウエル深ク天
道ヲ信ス故ニ罰ヲ受クル愈酷シ是レ自ラ其取
ル所ナリト之ヲ要スルニ名聲地ニ墜テ終ニ其
幸ヲ全クル能ハサルモノ自由ニ背キテ自由ヲ
滅スルノ卑劣ナルニ起因セスンハアラス

(聖) コロンウエル内行端正ナリ其人ニ接スル
ヤ夫タリ父タリ友タリ又タ隣保タルノ道ニ於
テ毫末モ虧ル所ナン以テ世ノ全型ト為ス可キ
ナリ夙ニ天道ヲ信シ堅ク守テ末路ニ至ルマテ
變セス是レ其品行ノ特ニ顯赫ナル所以ナリ上
院ニ臨ミ戰場ニ出テ又タ退食ノ後ト雖氏以テ
其ノ之ヲ証ス可キモノ往々少シトセス議者或
ハ曰フコロンウエルハ教ヲ信シ政ヲ施ス一ト
シテ詐偽ナラサルハ莫シ故ニ其自ラ屈シテ敢
テ好マサル所ヲ演スル所以ハモハハ竊ニ為ニ

スル所アルヲ以テナリト學士リンガード正當
ノ評語ヲ下シテ曰ク然リト雖氏コロノウエル
ハ品行始終一定シテ前後變易スルナキヲ見レ
ハ此ハ臆測ハ自ラ予旨スルヲ覺ユト

(聖) コロノウエル卒スルノ後テ其子リチャ
ド、コロノウエル國保ノ職ニ任ス而シテ父子其
性ヲ異ニスル宵壤啻ナラスリチャード固ヨリ
政略武事ニ暗ク才智魯鈍ニシテ志望狹隘ナリ
曾テ政務ニ實驗セシトナシ數月ヲ出テスシテ
終ニ其職ヲ辭シ退テ閑地ニ就ク是ニ於テ大權

ノ在ル所ヲ失ス蘇古蘭ノ元帥モンク將軍（願後
爵アルブアマ
ルト為ル兵ヲ督シテ英國ニ入り遂ニ反賊ヲ
討ツ乃ケ國會ヲ開キ千六百六十年五月二十九
日ヲ以テチャールレス茅二世父王ノ位ニ復ス時
二年三十

(聖) 國人妄ニチャールレス茅二世ノ公明濶度ナ
ルヲ信シ敢テ一言ノ約ヲ立ツルナク終ニ其位
ニ即カシム在位ノ間爭亂相踵キ讀ム者之ヲ厭
フ恰モゼームス茅二世及ヒスチユアルト統茅
一茅二ノ二皇ニ異ナラスチャールレス人ニ接ス

ル温良ニシテ友誼甚タ厚シ故ニ即位ノ初メ國人望ヲ属ス然レ氏居常懶惰ニシテ幾モナク放佚無頼ノ真性ヲ顯ハスニ至レリ

(置) 是時ニ當テ天下ノ輿論翻然一變ス之ヲ事跡ノ較著ナルモノトス是ヨリ先キ僅ニ二三年國人粉骨碎身以テ自由ヲ得ルニ熱心シ籍々王政ノ非ヲ罵リ大聲憚ルナキニ至ル而シテ今俄然トシテ其説ヲ變シ銳意以テ苛政ノ桎梏ヲ受ケンヲ需メ汲々乎トシテ猶ホ其及ハサルヲ恐ル又タコロンウエルブラツドシアウ及ヒア

イレトンノ如キ嚮ニ君ヲ弑スルノ罪アル者アリ今ソノ墓ヲ發キテ其屍ヲ掘出シ之ヲ型架ニ懸ケテ絞刑ニ行フ以テチャールス及ヒ王權黨ノ宿怨ヲ雪クナリ而シテ更ニ牧師主教ノ法ヲ復シ大ニ恭順卑屈ノ教旨ヲ布ク千六百六十二年宗教一定ノ令ヲ發シ牧師ノ國教ヲ奉セサル者二千余人ノ祿ヲ奪フノミナラス延テ牧師主教ノ法ヲ以テ蘇古蘭ノ國教ト為サント欲ス

(置) チャールス華奢ニシテ費途ヲ顧ミス國庫随テ虚シキヲ致スドンキルクハ曾テコロンウ

エルノ略取スル所ナリチヤールレス四十萬磅ヲ以テ之ヲ佛國ニ賣リ幾モナク酒食ノ資ニ供ス是時ニ當テチヤールレス和蘭ト兵ヲ構フ會倫頓疫行ハル實ニ千六百六十五年ナリ居民死スル者九萬余人明年マタ火災アリ屋宇ノ炎上スルモノ一萬三千二百府下三分ノ二盡ク烏有二屬ス

(罨) チヤールレス和蘭ト戰テ利アラス(原千六百六十七年)グレツダノ和議ヲ之ニ加フルニ嚮ニドニキルクヲ賣ル是ヲ以テ國人政府ヲ怨ム殊ニ爵紳ク

ラレンドンヲ憎ム甚シ因テ之ヲ治外ニ流竄シ自ラ殘年ヲ佛國ニ送ルクラレンドン貶黜ノ後チ政綱愈紊ル大臣五人アリ治國ノ大權ヲ執ル時人之ヲ罵テ奸黨ト名テ蓋シ之ヲ其名稱ノ首字ニ取ルナリ

(哭) 是時ニ當テ公爵ヨーク(原後タゼームス朝)ニ在テ勢威大ニ振フ自ラ明言シテ厚ク舊教ヲ信スチヤールレス教事ニ至テハ深ク匿シテ之ヲ言ハスト雖ル佛王ロイス第十四世ヨリ毎年二十萬磅ノ支給ヲ受ケ以テ國內ニ舊教ヲ布キ專

治ヲ行ハント欲ス是ニ於テ國人競カトシテ自
ラ安セス新教自由ヲ併セ共ニ之ヲ失ハンテヲ
恐ルキヤールレス在位ノ末年頻ニ人命ヲ絶チ民
物ヲ奪ヒ且ツ其自由ヲ剥クニ汲々タリ結黨密
計随テ至ル然ルニ國會ニ於テ人身保護ノ一大
要典タル彼ノ保釋令ヲ議定セシハ實ニ是時ニ
在リ

(兎) 事ニ托シテ逆ヲ謀ル者アリ之ヲ名ケテ教
王密計ト曰フチチュース、オーテスノ發覺スル
所ト為リ爵紳スタツフオールド以下舊教ノ徒多

ク冤枉ニ坐ス又タ改教ヲ名トシテ不逞ヲ圖ル
者アリ之ヲ麦廩密計ト名ク義烈愛國ノ士爵紳
ルツセル及ヒアルセルノン、シド子ノ如キ假
証ヲ舉ケテ其事ニ與ルノ罪ヲ論シ斷頭セラレ
(辛) チヤールレス以下宮人素行修マラス皆ナ放
佚ヲ以テ著ハル國人ノ不幸マタ知ル可キノミ
淫蕩随テ風ヲ成シ神ヲ敬シ行ヲ正フスルモノ
アレハ以テ狂愚ピウリタンズ教徒ニ類シ時様
ニ晚レタリト為スニ至ルチヤールレス弟二世人
ト為リ快活ニシテ且ツ智略アリ以テ其左右奢

西史要略 卷之五
洗ヲ共ニスルノ徒ヲ服スルニ足ルト雖氏一個
人タリ一國王タルノ資格ヲ以テ永ク後人ヲシ
テ其恩德ニ感セシムルノ品位ヲ有スルナシ
(至) 千六百八十五年ゼームス第二世ソノ兄チ
ヤーレスノ位ヲ繼ク才略遙ニ之ニ及ハスト雖
氏勵精治ヲ圖ル更ニ厚シ但夕其權ヲ弄シ政ヲ
失スル前古スチユアルト統ノ列王ニ異ナラス
在位久シカラスシテ王權振ハス只是レ舊教ヲ
興シ專横ヲ行ハントスルニ汲タルノミ其大權
ヲ執ルニ及テ國會ノ職權ヲ蔑視シ斷シテ無限

ノ專制ヲ行ハンコヲ明言ス乃チ舊教ノ僧侶及
ヒゼソイト教徒ヲ舉ケテ幕賓ト為シ樞機ヲ談
ス當時國中舊教ヲ信スル者甚タ少シト雖氏敢
テ新教ヲ廢シ之ニ代ユルニ舊教ヲ以テセント
欲スルナリ
(至) チヤーレス第二世ノ野仔公爵モンモース
ハ前王在位ノ時蘇古蘭ノコベナントルス教徒
トボスウエルブリツヂニ戰ヒ大ニ之ヲ破ル而
シテ今亂ヲ作シ位ヲ覬フ一敗地ニ塗レ俘ト為
リ斷頭セラル餘類ヲ刑スル殘忍至ラサルナシ

首審ジエツフレース兒敢暴ヲ行ヒ英國史中放
 縱極ナキヲ以テ名アリ殘虐以テ自ラ歡ヒ且ツ
 人ニ詫テ曰クウイルレム羸王以還審官ニシテ
 人ヲ殺ス吾ニ及フ者ナシトゼームス恬然憐ム
 ナシ戲ニ之ヲ名ケテジエツフレースノ役ト曰
 フ
 (壘) ゼームスカヲ舊教ノ復興ニ盡ス久シカラ
 ストヤス其間百事意ノ如クナラサル莫シ然ル
 ニ舊教ノ禁令ヲ停止セント欲シ七名ノ牧師ヲ
 シテ其告諭ヲ朗讀セシム牧師之ヲ肯セスゼー

ムス乃チ之ヲ搭監ニ下ス是ニ於テ國人從順ノ
 氣風忽焉影ヲ没シ勃然トシテ激昂スルニ至ル
 オランダノ太子ウイルレム曩ニゼームスノ長
 女マリイヲ娶ル國人之ヲ迎フウイルレム兵ヲ
 將テトルバリーニ上陸シ大權ヲ掌握セント欲ス
 (番) 貴族將士ノ樞要ニ在ル者靡然トシテ忽チ
 ウイルレムノ麾下ニ屬ス國人已ニゼームスニ
 乖キ其子マタ離反スルニ至ル是ニ於テゼーム
 ス佛國ニ走り餘生ヲ其地ニ送ル立盟國會乃チ
 之ヲ以テゼームスノ位ヲ退クモノト為シウイ

ルレム第三世及ヒマリヲ推シテ並立セシム
英國ノ史家之ヲ名ケテ千。六。百。八。十。八。年。ノ。有。榮。
革。命。ト。曰。フ

(五) 是時ニ當テ英國ノ憲法已ニ確定ス即チ新
教ヲ信スル者ノ位ニ即クヲ許シ信教ノ自由ヲ
與ヘ再ヒ長老。主。教。ノ。法。ヲ。以。テ。蘇。古。蘭。ノ。國。教。ト
為ス且ツ天下ニ示シテ君民ノ權限ヲ明ニス其
要領ノ二三ヲ擧クレハ則チ左ノ如シ 第一國
王ハ法律若クハ其施行ヲ停止スルヲ得ス第二
國王ハ國會ノ許諾ヲ經スシテ租稅ヲ徵收スル

ヲ得ス第三臣民ハ國王ニ請願スルノ權アリ第
四國會ノ准肯ヲ得ルニアラサレハ平時常備兵
ヲ置クヲ許サス第五議員ノ撰擧及ヒ國會ノ討
議ハ自由ナルヲ要ス且ツ屢次ソノ開會ナカル
可カラス

(六) 總收サンクロント以下七名ノ牧師及ヒ僧
侶大半猶ホ衆生聽從ノ教旨ヲ奉シ國王牧師ニ
天賦ノ權アルヲ信ス且ツゼームスヲ以テ正王
ト為シウイルレムニ臣事スルヲ肯セスウイ
ルレム乃チ其職ヲ奪フ其徒是ヲ以テ不臣牧師主

教ノ徒及ヒ前王黨ノ名アリ

(註) 愛倫ノ人民猶ホゼームスニ黨シ其國會ニ於テウイルレムヲ認メテ位ヲ僭スル者トスゼームス佛王ロイス第十四世ノ力ヲ籍リ佛兵ヲ率テ愛倫ニ上陸ス將卒來リ属スル者甚タ多シホイン河ニ戰テ竟ニウイルレムノ破ル所ト為リ全國遂ニ新王ノ治下ニ歸スロイス第十四世ゼームスノ為メニ大ニ艦隊ヲ備ヘ之ヲ發スケープラ、ホツクノ近海ニ於テ水師提督ノ破ル所ト爲ル千六百九十七年和ヲライスウイツキニ

講シウイルレムヲ以テ正主ト爲ス

(癸) ウイルレム體質薄弱ナリト雖氏才略特ニ著ハル姓戰ヲ好ミ殊ニ軍略ニ長ス當世無比ノ雄將ナリ天資嚴格勵精事ニ從フ舉止冷薄端重ニシテ且ツ謹謙ノ風アリ政教ノ自由ヲ保護スル甚タ渥シト雖氏民心ヲ收ル甚タ鮮シ故ニ功績遙ニ之ニ及ハサルノ帝王ニシテ名望却テ其右ニ出ル者アリ其后マリ一並立シテ位ヲ同フスウイルレムニ先ツ七年ニシテ殂ス婦德ヲ修ムルヲ以テ其名特ニ著ハル

西史要略 卷之五
(免) ウイルレム殂スルニ及テアン嗣テ立ツ實
ニ千七百二年ナリアンハゼームス弟二世ノ次
女嘗テ丁抹ノ太子ジヨージェニ嫁ス婦德ヲ以テ
著ハル國人之ヲ尊稱シテ仁德女王アント曰フ
茲ニニ驚紳マホンノ説ク所ニ據レハアン懦弱
ニシテ偏見多ク好テ佞臣ヲ近ツケ常ニ二三宮
女ハ能ク媚ヒ寵ヲ得ル者ハ言ハ所ニ妄從スト
在位ノ間武績特ニ著ハレ學術大ニ進ム故ニ人
或ハ之ヲ稱シテ英國オードガスチンノ世ト名ク
(卒) アン位ニ即クノ初メ日蘭二國ト合從シテ

佛國ヲ伐ツ公爵マルボロハ込世無比ノ英將
ナリ舉ケラレテ合從ノ兵ヲ督シ彼ノ有名ナル
太子エウゼン之カ參將タリ連戰咸ク勝テ遂ニ
ロイス第十四世ヲシテ侵佔ノ志ヲ逞フスル能
ハサラシム殊ニプレンヘム(千七百四年)ラミリ
ース(千七百六年)オードナード(千七百八年)及ヒ
マルプラクワウ(千七百九年)ノ戰勝ノ如キ赫然
青史ニ著ハル終ニ千七百十三年ユートレット
ノ和議ヲ以テ役畢ル
(空) アン位ニ在ルノ日英蘇國ヲ合セ憲ヲ同フ

ス實ニ千七百六年ナリ之ヲ事ノ著大ナルモノ
トス是ヨリ先キ兩國相争ヒ互ニ困弊ヲ致ス而
シテ茲ニ至リ其争終ニ熄ム因テ相通シテ國號
ヲ大英ト名ク

(空) 初メ民權黨ホイグス及ヒ王權黨トリリスノ起ルヤ實ニ千ヤ
ーレス茅二世ノ時ニ在リ而シテ今猶ホ之ヲ以
テ黨名ト為スニ至ル民權黨ホイグスハ民權ヲ伸暢シ王
權黨トリリスハ王權ヲ冀贊スル者ナリウイレルム及ヒ
マリーノ共ニ立テ位ニ登ルヲ得タルハ要ス
ルニ民權黨ノ力ニ因ルモノ多シアンノ時互ニ

黨勢ヲ張り權ヲ争フ學士サチベレル固ヨリ王
權黨ニ與シ廣ク百姓恭順ノ説ヲ傳フ國人感動
ス而シテ其在位ノ末年王權黨寵ヲ受クル太夕
渥シ勢威大ニ振ヒ遂ニ民權黨ヲ厭ス

第九章

ブリンスウツキ統

ジヨ一

ヂ茅一世

ジヨ一ゲ茅二世

ジヨ一ゲ茅三世

ジヨ一

ヂ茅四世

ウイレルム茅四

世 ビクトリア

(一) 千七百十四年女王アンズハノーブルノ

撰^{エレクトル}帝候^ジヨ一^ダ茅^一世^五十五^歳ニシテ其位ヲ
繼^クジヨ一^ダ未^ダ位ニ登^ラサルノ前^ニ武功^政績
已ニ見^ル可^キモノアリ名聲^稍著^ハル稟^性氣^韻
共ニ高尚^ナラスト雖^氏舉^止公^明ニシテ勵^精治
ヲ圖^リ在^位ノ間^昇平^事ナク國^昌榮^ヲ致^ス其ノ
政^ヲ施^スヤ一^二失^錯ナキニア^ラスト雖^氏皆^ナ
是^レ汚^官貪^吏ノ罪^ナリ而^シテ終^生ノ所^見行^跡
ニ就^テ之^ヲ論^スレハ英國^ノ王^{タル}ヨリモ寧^口
ハノ一^{ブル}ノ撰^{エレクトル}帝候^ト謂^フ可^キナリ

(二) 是^{ヨリ}先^キ國中^民權^王權^ノ二^黨ニ分^ル久

シ是^時ニ當^テ二^黨共ニ暫^ク其^名ヲ廢^シ民^權黨
ヲハノ一^{ベリ}ア^{ンス}黨^ト名^ケ王^權黨^ヲジヤコ
ビツトス黨^ト曰^フ民^權黨^ハジヨ一^ダノ位^ニ登
ニ當^リカ^ヲ盡^ス少^シトセ^ス故^ニ恩^庇ヲ受^クル
優^渥ナリ因^テ以^テ遂^ニ其^黨勢^ヲ復^ス是^ニ於^テ
王^權黨^愈激^措カ^ス終^ニゼ一^ムス第^二世^ノ子^託
王^正統^ニ托^シ位^ヲ覬^フ者^ヲ云^フノ逆^ニ黨^又
託^王蘇^古蘭^ニ在^テ已^ニ王^號ヲ受^ケ更^ニ進^テ其
位^ヲ奪^ハント欲^シ事^成ラ^スシテ首^謀ミナ誅^ニ
伏^ス

(三) ジョーダ第一世ノ位ニ在ルヤ國內安康ニシテ著跡ノ記ス可キモノ鮮シ但タ其海南計策ナルモノヲ行フテ國債ノ利子ヲ低下シ以テ其負擔ヲ輕減セント欲シ商變隨テ至リ幾千ノ蒼生ヲシテ其產ヲ破ラシメタルノ一事アルノミ

(四) ジョーダ第二世四十四歳ニシテ父王ノ禪ヲ受ク勇敢ニシテ武事ニ長シ戰ヲ好ム甚シキニ過ク性過激ニシテ常ニ威風ヲ張ルヲ樂ミ教ヲ受クル少シト雖モ才略絶倫マタ仰敬ス可キモノアリ施治公正ニシテ國人悦服ス然レモ内

行放佚在位ノ間朝廷大ニ淫ル且ツ其鄉國ヲ偏愛スルノ甚シキハ父王ニ勝ル所アリ曾テハノ

ーブルノ為ニ兵ヲ起シ軍費ヲ支消スル少シトセス是ニ於テ國人終ニ之ヲ怨ム

(五) 當時カヲ政務ニ盡シ功績顯著ナル者ハソル、ロベルト、ワルポールナリワルポールジョーダ第一世及ヒジョーダ第二世ノ二朝ニ歷事シ施治平和ヲ主トシ才略特ニ著ハル且ツ職ニ在ルノ日賣官ノ法ヲ行ヒタルヲ以テ名アリ

(六) ジョーダ位ニ在ルノ日出征相踵キ英軍大

ニ克ツ千七百四十年日帝チャールレス第六世殂
ス其女マリア、セレサ嗣テ立ツマリア曾テロル
ラインノフランシスニ嫁ス而シテババリアノ
撰帝候チャールレス自ラ其位ニ即クノ正當ナル
ヲ唱ヘロイス第十五世ノ力ニ籍リ遂ニ撰ハレ
テ帝ト為ル

(七) 是ニ於テ戰亂隨テ至リ歐洲列國ニナ其事
ニ關ス之ヲ奧國即位ノ亂ト名ク千七百四十三年
ジヨードガ第二世親ラ合從ノ兵ヲ督シテ佛軍
ヲデツケンゼンニ破リ千七百四十五年元帥サ

ツクス同盟ノ軍ヲフホントノイニ破ル而シテ
英國首トシテマリア、セレサヲ援ク千七百四十
八年和ヲアキストラチャールペルニ講シマリアノ
位基ヲ固フス

(八) ジヨードガ第二世兵ヲ帥テ大陸ニ在リ時ニ
チャールレス、エドワード幼若ニシテ名ヲ正統ニ
托シ佛王ロイス第十五世ノ援ヲ籍リ統祖ノ位
ヲ復セント欲ス蘇古蘭ニ上陸シ自ラ兵ヲ督シ
テ王師ヲプストンパンス及ヒフハルキルクニ
破ル千七百四十六年クルロデンノ決戰ヲ以テ

竟ニ公爵カンベルランドノ破ル所ト為ル是レ
兵ヲ英國ノ地ニ交ユルノ末後ナリ是ヨリスチ
ユアルト王統復タ位ヲ顛フナシ

(九) ジョージ在位ノ末年英佛再ヒ兵ヲ交ユ英
軍各地ニ轉戦シテロイスベルグフオルトドク
エツシンチコンデロガクロウン、ポイント及ヒ
ナイアガラヲ拔キ遂ニ又タクビツクヲ取ル參
將ウオルフノ帥エル所ナリ千七百六十三年佛
兵加拿陀全部ヲ英軍ニ交付ス此時マタ印度ヲ
征服シ地ヲ略スル少シトセス

(十) ジョージ二世ノ位ニ在ルヤ英國富盛ヲ
致シ百事面目ヲ改ムト雖氏國債ノ多キ已ニ二
倍ノ上ニ達ス千七百六十三年ニ至リ七年ノ役
畢ル當時其額一億三千九百萬磅ニ幾シ曩者ウ
イルレム及ヒマリー並立ノ時初メテ之ヲ起シ
ジョージ三世ノ末年ニ及テ終ニ八億磅ヲ過
ク
(十一) 千七百六十六年ジョージ二世ノ孫ジョージ
三世嗣テ立ツブリンスウツキ統ノ君主ニシ
テ英國ニ生ル、之ヲ以テ始ト為ス其位ニ即ク

ヤ國運昌盛ニシテ外ニハ英軍到ル處戰必ス克
チ内ニハ治績大ニ舉リ國人悅服ス後チ幾モナ
ク佛國ト和シ巴里ニ盟フ是ニ於テ加拿陀及ヒ
北亞洲中自餘ノ屬地盡ク英國ノ所轄ニ歸ス
(註) ウイルレムピット原後チロルド
カサムト稱ス前王在位
ノ末年首相ノ職ニ在リ而シテジヨードガ第三世
臨御ノ初年猶ホ其任ヲ繼キ功績特ニ著ハル是
時ニ當テ英國政府米國新疆ノ移民ヲ虐スル酷
シカサム乃チ懸河ノ辯ヲ以テ侃々其非ヲ論ス
ト雖氏政府固ク執テ動カス彼我互ニ兵ヲ交ユ

ルニ至ル北亞聯邦ノ人民廣ク其獨立ヲ天下ニ
告ケ千七百八十三年英國終ニ之ヲ是認ス事北
亞聯邦史ニ詳ナリ

(註) ジヨードガ第三世位ニ在ルノ日英屬印度ノ
地版圖愈廣キヲ加ヘ千七百九十八年愛人亂ヲ
作ス千八百年英愛二國ヲ合一シ佛國ノ革命ニ
交渉シテ前古無比ノ激戰ヲ行フ再三嘗ナラス
事佛國史ニ詳ナリ是レ米國ノ獨立ニ亞テ事ノ
重大ナルモノナリ

(註) 千七百八十九年佛國亂作ル歐洲全土為ニ

震動シ各國ノ政府將ニ危カラントス英國政府
モ亦其安固ナラサルヲ察シ銳意以テ歐洲ノ亂
ニ干與シ内外共ニ民政論ノ傳播ヲ遮斷セント
欲ス

(十五) 是時ニ當テ爵紳カサムノ子ウイルレムピ
ット首相ノ任ニ在リ計畫理辦一ニ其監督ニ出
ツ而シテ歐洲ノ亂綿々踵ヲ接シ居民困弊ヲ致
スモノ二十有五年其間曾テ歐洲舉テ英國ヲ窘
ム是ニ於テ交戰數次互ニ勝敗アリ英國兵ヲ亡
ヒ債ヲ増ス實ニ測ル可カラスト雖氏遂ニ之ニ

勝ツ子ルソノナイル河畔及ヒトラフハルガ
ルニ克テウエルリントンノ敵ヲタラベラサラ
マンカビットリア及ヒツオートルローニ破リ
タルガ如キ戰勝ノ著大ナルモノナリ
(十六) 千八百二十年シヨード第三世殂ス在位ノ
久シキ英國列王中前古比ナキ所ナリ而シテ出
征ノ頻々タル貿易ノ旺盛ナル國財ノ増殖セル
技術ノ進步セル之ヲ英國史中較著ノ時代トス
シヨード殂スルノ前十年ノ間精神狂亂シテ親
ラ事ヲ執ル能ハス世子代テ其政ヲ攝スシヨード

才略凡常政圖往々狹隘ノ見ニ出ツト雖氏内
行ノ方正ナル以テ千古ノ典型トス可ク國人仰
テ之ヲ敬ス

(註) 千八百二十年ジヨージ第四世父王ノ讓ヲ
受クジヨージ才智俊秀百藝盡ク備ハル幼ナル
ヨリ華奢淫蕩ナリ長スルニ及テ益甚シク在位
ノ間其性行一ツモ臣民ノ敬愛ヲ受ク可キモノ
ナシ其未タ大權ヲ執ルニ至ラス猶ホ太子タル
ノ時ニ當テ民權黨ニ加盟シ攝政タリ國王タル
ニ及テ翻然王權黨ニ左祖ス是ニ於テ漸ク民權

黨ノ侮慢スル所ト為ル

(六) ジヨージ位ニ即クノ後未タ久シキヲ經
ス失體ヲ以テ其后カロリンヲ去ラント欲シ之
ヲ上院ニ詢フ是トスル者百八人非トスル者九
十九名終ニ之ヲ去ルカロリン幾モナク殂ス
(七) 是ヨリ先キ希臘ノ人民土耳其ノ所轄ヲ離
レ別ニ自ラ一國ヲ立テント欲シ慘鬪數年ニ及
フ英佛魯ノ三國合從シテ各戰艦ヲ發シ之ヲ援
ク千八百二十七年大ニ土耳其ノ水師ヲナバリ
ノニ破ル

西史要略 卷之五
百六

(三) 千八百二十八年教徒任官令ヲ廢ス是ヨリ先キ舊教ヲ信シ及ヒ國教ヲ奉セサル者ヲシテ官職ニ就ク能ハサラシムモノ久シ而シテ千八百二十九年舊教ノ束縛ヲ解クカ如キ更ニ重大ナルモノナリ是ニ於テ法律上ノ舊教ノ徒ヲシテ公權ヲ享有スル能ハサラシムルモノ盡ク廢棄ニ屬ス之ニ加フルニジヨード第四世在位ノ間英國ノ法典ヲ更訂スル一ニシテ足ラス殊ニ刑律ヲ改定シテ罪ヲ斷スル更ニ明確ナルヲ致シ刑ヲ行フ大ニ慈仁ヲ加フルニ至レリ

(五) 千八百三十年ジヨード第四世ノ弟公爵クラレンス嗣テ立ツ是ヲウイルレム第四世トスウイルレム位ニ即クノ後テ僅ニ一月許變亂佛國ニ起リチャールレス第十世ヲ廢ス英國自ラ物情恟々タリ國內放火ノ賊多シ人民其堵ニ安セス是ヨリ先キ下院ニ於テ議貞撰舉法改正ノ一大問題ト為ル久シ茲ニ至リ其論愈甚シキヲ加フ而シテ更ニ之ヲ開クニ當リ公爵ウエルリントン首相ノ職ニ在リ何ソ圖ラン固ク執テ改正ヲ非トス下院大半之ニ抗ス是ニ於テウエルリ

ント以下同僚ミナ其職ヲ辭シ更ニ民權黨ヲ
以テ内閣ヲ組織ス伯爵グレイ之カ首領タリ
(主) 爵紳ジヨナルツセルハ内閣ノ柱石ナリ千
八百三十一年三月一日始メテ改正議案ヲ國會
ニ提出シ後チ復タ之ヲ下付スト雖氏前後二回
ミナ上下兩院ノ否決スル所ト為ル然リ而シテ
三タヒ之ヲ發ス激論沸クカ如ク終ニ千八百三
十二年六月ヲ以テ之ヲ議定スルニ至レリ是ヨ
リ大ニ下院代議士ノ職權ヲ擴充スウイルレム
位ニ即テヨリ二年間概子此一事ヲ專攻シ幾ン

ト他事ヲ顧ミルノ暇ナシ
(主) 千八百三十三年一月新撰ノ議員ヲ召集シ
初メテ國會ヲ開ク後チ幾モナク愛倫ノ定教ヲ
改メ英屬新疆ノ役奴ヲ廢シテ二十萬磅ヲ移民
ニ與ヘ窮民賑恤ノ法典ヲ改正シテ東印度証書
ヲ復行シ更ニ若干ノ要款ヲ加フ
(主) 千八百三十七年ジヨード第三世ノ四子公
爵ケントノ女ビクトリアウイルレム第四世ノ
位ヲ繼キ立テ女王ト為ル千八百四十年コブル
グノ公子アルバルトヲ納レテ夫ト為ス

(五) ビクトリア在位ノ間支那土耳其及ヒ印度ト兵ヲ交ユ之ヲ外征ノ較著ナルモノトス而シテ支那ト戰端ヲ發キタルハ元ト貿易ノ葛藤ニ起因ス支那政府鴉片ノ輸入ヲ禁ス英國ノ商賈境ニ至リ税ヲ脱シテ私ニ之ヲ鬻ク支那政府官吏ヲ發シ之ヲ捕ヘシム是ニ於テ兩國兵ヲ搆フ千八百四十三年清國終ニ香港ヲ英國ニ割與シ二千一百萬磅ノ償金ヲ出シ更ニ五港ヲ開テ英國ト通商スルノ便ニ供ス千八百五十七年清國約ヲ破リ船ヲ奪ヒ人ヲ殺ス會土寇印度ノ

セボイニ起ル亂平クニ及テ英佛二國合從シテ之ヲ伐チ漢東ヲ略ス既ニシテ議ヲ開キ事ヲ定メントス然ルニ千八百五十二年再ヒ兵ヲ交ユ初メ英佛連衝ノ兵先ツ黄河ニ敗ル明年遂ニ其砲臺ヲ奪ヒ天津ヲ拔ク清兵破レテ北京ニ走リ竟ニ城下ニ盟フ是ニ於テ互ニ通商ノ條約ヲ締シ役畢ル

(六) 當時土耳其國將ニ危カラントス魯國其釁ヲ窺ヒ漸ク境ヲ侵ス英佛二國力ヲ協セ土耳其ヲ援ケ魯西亞ヲ拒ク茲ニ年アリビクトリア在

位ノ間為ニ師ヲ出スモノ前後二回千八百三十九年モハメツトアリ一埃及ニ起リ亂ヲ作ス英佛兵ヲ發シテ土耳其ヲ援ケ討テ之ヲ夷ク之ヲ其第一役トス尋テ千八百五十三年クリミアノ役起ル魯國自ラ任シテ土耳其國內ノ希臘教徒ヲ保護セント欲ス英佛土耳其ニ説キ其需ニ應スルナカラシム魯西亞皇帝曾テダニ一ブ沿岸ノ候國ヲ佔有ス是レ希臘教徒居住ノ地ナリ魯軍シリストリアヲ拔カント欲シテ克タグズダニ一ブ河畔ニ戰フテ竟ニ敗レ兵ヲ收メ土耳其ノ地

ヲ去ル既ニシテ英佛ノ艦隊セバストポールヲ封港シ魯國ノ水師ヲ攻メ遂ニ其城堡ヲ拔ク是時サルゲンア英佛ニ加盟ス其間アルマバラクラバインケルマン及ヒトテルマヤニ戰フ殊ニバラクラバニ於テハ六百ノ巨礮齊シク發シテ之ヲ攻ムルヲ以テ名アリ而シテ勇往奮進魯壘ヲ襲撃スル再三營ナラス佛兵マラコツフノ砲臺ヲ奪フ英軍レダンノ堡壘ヲ襲フテ遂ニ克タス環攻十一月ニシテセバストポール竟ニ降ル實ニ千八百五十五年九月九日ナリ明年和約成

ル
(三) 英國ノ水師黒海ニ魯艦ト戦ヒ僅ニ之ヲ破
ル而シテ互ニ兵ヲ亡フ算ナシ時ニ疫起リ英佛
ノ兵其禍ニ罹ルモノ多シ英國力ヲ盡シテ病夫
看護ノ法ヲ改良シクリミア屯兵ノ疾苦ヲ救慰
スル懇到ナリ是ニ於テフロレンス、ナイチン
ガールノ名永ク青史ニ垂ルビクトリア武紳ノ
一級ヲ組織シ名ケテオールドル、オス、ビクトリア、
クロツスト曰フ貴賤ヲ問ハス特ニ此役ニ勲功
アルモノヲ擧テ之ニ列シ以テ其勞ニ酬ユ

(三) 千八百三十八年ヨリ千八百四十三年ニ亘
リアフガニスタンノ役アリアフガニスタンノ
居民波斯ト戦フ英國之ヲ援ケ終ニ前朝ノ君主
ヲ擧ケテ其位ニ復セシメ且ツ小兵ヲカブルニ
駐メ以テ其威熾ヲ助ク國人奮起ンテ新政ニ抗
シ其勢甚タ猖獗ナリ屯兵拒ク能ハス僅ニ血路
ヲ開テゼララバツトニ出ント欲シ大ニ敗ル
英軍新ニ至リガブルヲ抜クト雖氏遂ニアフガ
ニスタンヲ守ル能ハスシテ去ル當時シント英
屬印度ノ版圖ニ入ル千八百四十五年シツクス

族英國所屬ノ地ヲ侵シ互ニ兵ヲ交へ終ニ其國
ポ^ンシツブヲ取ル千八百五十二年緬甸ト兵ヲ
構へパギウヲ略ス千八百五十九年オウド英國
ニ屬ス是ヨリ先キ此國英國ノ庇護ヲ受ク久シ
而シテ今ニ至リ政綱大ニ紊ル故ヲ以テ茲ニ及
フ
(五) 印度屯在ノ英兵ハ大半土兵セボヲ以テ成ル千
八百五十七年ノ早春ベンガル分營ノ兵叛跡已
ニ顯然タリ營中ノ兵負最モ多ク高貴ノ土人少
シトセス曩ニ英國政府議ヲ決シ施條銃エントセールライフスヲ以テ

兵士ノ戒器ト爲シ塗脂ノ彈包ヲ用ヒントス是
ニ於テ土兵ミナ以為ラク是レ吾黨ヲシテ強テ
牛豕ノ脂ヲ咬マシメ固有ノ宗教ヲ棄テシムル
ナリ豕脂ハ以テ回教ヲ汚シ牛脂ハ以テ釋教ヲ
褻スノ具ナレハナリト而シテ猶ホ舊來ノ彈包
ヲ用ユト雖ヒ人心益激シ不平ノ氣熾忽チ遠近
ニ蔓延ス其迅速ナル恰モ野火ノ如シ
(三) 初叛ハ遂ニ之ヲ夷ク^一ヲ得タリト雖ヒ五
月ニ至リ數隊ノ土兵ミールトニ起リ英國ノ武
官ヲ殺シ進テデルビニ向フ城兵之ニ應ス歐人

ヲ屠リテルヒヲ以テ根據ト為ス又夕数千ノ土
 兵カウンポールニ起リ子ナザヒゴヲ推シテ巨
 魁ト為ス是ニ至リ土兵ハ幾ント信任不可キモ
 ノナク英軍ハ其數僅少ニシテ各地蜂起ノ叛兵
 ヲ鎮壓スルニ足ラスベナレスアルラハバツト
 フツトフブール及ヒオウドノ如キ叛兵相踵クオ
 ウドハ新ニベンカルノ土兵ヲ以テ補充スル所
 ナリ叛兵漸クルツクノ一ノ四面ニ蟻集シ七月
 一日ニ至リ終ニ屯在ノ英軍ヲ圍ム
 (註) 英軍始メデルヒヲ圍ム六月ヨリ九月ニ至

リ城牆ノ内外ニ奮鬪シテ僅ニ之ヲ抜クヲ得
 タリ參將ハブロツク小兵ヲ率テアルラババツ
 ドヨリカウンポールニ向フ英軍ノカウンポー
 ルニ在ルモノ其數甚寡シ時ニ子ナサヒゴ之ヲ
 圍ムハブロツクノ至ルヲ聞キ之ヲ屠リ殘酷ヲ
 極ムハブロツク連戦子ナヲ破リ進テルクノウ
 ヲ援ク英軍ノルクノウニ屯營スル其數千ニ滿
 タス叛兵之ヲ圍ム一萬人城兵力戰纔ニ之ヲ支
 フハブロツクノルクノウニ至ルヤ途ニ戰フテ
 兵ヲ亡フ甚タ多シ遂ニ城ニ入り共ニ圍ヲ受ク

延テ十一月ニ至ル偶、ソル、コリン、カンベル來リ
 援フ既ニシテ兵ヲ收メカウンポールニ至ルカ
 ンベル大ニ子ナ、サヒブト戰テ之ヲ逐ヒカウ
 ポールヲ以テオウドヲ討ツノ本營ト為ス時ニ
 援兵英國ヨリ至ル而シテ賊勢益猖獗ナリ千八
 百五十九年ノ早春ヲ以テ叛亂終ニ平ク男女老
 少難ニ遭フノ慘憺ナル叛徒ヲ刑スルノ無情ナ
 ル近世史中未タ其比ヲ見サル所ナリ而シテ其
 成績ノ特ニ重大ナルモノハ印度政府ノ國會ニ
 於テ東印度社中ヲ移シテ英國女王ノ直轄ニ歸

シ以テ純然タル一個ノ商會ト為シタルノ一事
 ナリ

(三) ビクトリア在位ノ間英屬印度ノ地版圖大
 ニ加ハル而シテ加拿陀史中事ノ重大ナルモノ
 ハ千八百四十年立憲政體ヲ定メ其二州ヲ合一
 シタルノ舉ナリ是ヨリ先キ憲ヲ立テ州ヲ合セ
 ント欲シ國亂跡ヲ絶タサルモノ久シ殊ニ千八
 百三十七年ノ叛亂ノ如キ遂ニ之ヲ戡定スルヲ
 得タリト雖氏舉國震動人ヲ殺ス少シトセス千
 八百五十年ニウサウスウオールス及ビビクト

ア地方ニ於テ金坑ノ發見アリ金ヲ出ス甚タ多
シ之ヲ奧斯多刺里新疆史中ノ一大紀年トス主
旨寛裕ノ國憲ヲ立ツルヲ許シタルモ亦タ是時
ニ在リ是ヨリ以還其地暇々昌盛ヲ致スニ至レ
リ
(重) 曩ニ舊教寛恕ノ議按テ國會ニ提出シテヨ
リ以來政府令ヲ發シテ愛倫ノ國勢ヲ改良スル
モノ一ニシテ足ラス然ルニ千八百四十三年分
立ヲ唱へ國內擾動ス時ニダニエル、オ、コン子ル
國會ニ出テ事ヲ議ス即チ亂賊ノ巨魁タリ政府

乃チ之カ密會ヲ禁シ且ツオ、コン子ル以下同謀
ノ徒縛ニ就キ獄ニ下テ事平ク千八百四十六年
ヨリ千八百四十七年ニ至リ五穀登ラス饑歲相
踵ク千八百四十八年愛倫ノ叛徒援ヲ佛國ニ求
メ密ニ其獨立ヲ計ル事成ラスシテ首謀ミナ死
刑ノ宣告ヲ受ケ而シテ終ニ誅ヲ免ル是ヨリ千
八百六十六年ニ至ルマテ國內昇平ニ歸ス其年
叛徒密ニフエニアンス黨ヲ組織シ獨立シテ自
ラ治メント欲ス是ニ於テ英國大ニ擾動ス是ヨ
リ先キ千八百四十三年蘇古蘭ノ牧師千二百余

人アリ其中國教ヲ離レテ分立スルモノ四百七十五名ニ至ル以テ政部審廷ノ教務ニ干涉スルヲ脱セント欲スルナリ遂ニ蘇格蘭自由教會ヲ組織ス

(註) 方今英國政黨ノ首要ナルモノハ保守黨及ヒ改進黨ナリ改進黨ハ寛裕改良ヲ以テ主旨トス寛政黨中撰擧ノ方法國會ノ組織ニ關シ極度ノ大變革ヲ欲スル者アリ之ヲ允証黨ト名ク後チ終ニ工人窮民ノ不滿ヲ懷クモノ翕然ミナ之ニ加盟シ亂ヲ作ス毎ニ兵力ヲ以テ之ヲ鎮壓ス

ルニ至ル就中千八百四十八年ノ亂ノ如キ賊勢甚タ猖獗ナリト雖_ル遂ニ其禍源ヲ絶ツ_トヲ得タリ低稅郵置法ヲ發シ及ヒ猶太人ノ族裔ニシテ國會議員ト為ル者ノ為ニ邪蘇教ノ誓詞ヲ停止スルノ法令ヲ定メ穀例航海令並ニ國會議員ノ財産資格ヲ廢棄ス之ヲ立法部議決ノ重大ナルモノトス殊ニ其穀例即チ穀類輸入稅法ノ如キハ是ヨリ先キ十餘年間穀例廢棄同盟及ヒ寛政黨ノ刻苦勉勵以テ之ヲ革除セント欲スル所ナリ

西史年表 卷之五
防ノ備ナク人心隨テ洶々タリ因テ大ニ義兵ヲ
募リ港門ヲ警戒シ千八百六十年甲鉄艦ヲリ
オル號ヲ造ル之ヲ英國甲鉄艦ヲ備ルノ嚆矢ト
ス
(英) 千八百五十一年ドーブルノ海峡ヲ横斷シ
テ海底錨鍊ヲ布設シ千八百五十四年船舶二隻
ヲ發シ各東西ヨリ北極海ニ入ラシメ二船終ニ
相逢フヲ得タリ是ヲ以テ北西相通スルノ航
路アルヲ証スルニ至レリ千八百五十一年及ヒ

千八百六十二年ヲ以テ萬國大博覽會ヲ行フ之
ヲ輓近事ノ重大ニシテ有趣人目ヲ驚カスモノ
トス千八百五十年ソルロベルト、ピール死ス公
爵カエルリントンハ千八百五十二年ニ卒シ
リンスアルベルトハ千八百六十二年ニ薨シ
ルドパルメルストンハ千八百六十五年ヲ以テ
溘逝ス爵紳メルボルンソルロベルト、ピール爵
紳アヘルデー、伯爵デルビー、爵紳パルメルス
トン及ヒ爵紳ジョン、ルツセルノ如キ皆ナビク
トリア即位以來相繼テ首相ノ職ニ在リ

西史學要卷五終

英國史年表

八百二十七年 エクバルトノ登祚ヨリ一千四百八十五年リチャード第三世ノ殞落ニ至ル (第一號)

紀元後	即位	列王	在位	事	跡
第九世紀	二七 三八 三九	エグバルト エゼルウオルフ エゼルバルト エゼルベルト エゼルレツト アルフレツト	一一 二〇 三〇 三九 四八 五七 六六 七五 八四 九三	初メテ英國獨一ノ君主ト為ル 七國政治熾ム クニス 漢初メテ境ヲ侵ス而シテ 英國ヲ蹂躪スルモノ二百 余年ニ及フ 名聲特ニ著ハル在位ノ間國勢大ニ振フ グニス 族ヲ破ル グニス 族ウエルス 族スコツツ族等ヲ破ル 強賊レオルフノ 杖ス所ト為ル 深ク妄説ヲ信シ當ニ下ニス タンノ 左右スル所ト為ル ドニス クニ 終敬ト為ル 國中ノ 豺狼ヲ 勦滅ス アルノリダグ人ヲシテ之ヲ刺サシム ミン トバルソルミウノ 祭日ニグニス 族ヲ 誅殄ス 英國ヲ 征服シ遠ニ立テ王ト為ル グニス 族ノ 破ル 母一ノ 為リ 竟ニ 殺サル 英國ヲ 征服ス グニス 族ノ 列王	カキソン統
第十世紀	一〇 二〇 三〇 四〇 五〇 六〇 七〇 八〇 九〇	カニウト 偉王 ハロルド 第一世 免足 カニウト 第二世 ハロルド 自認 ハロルド 第二世 ウイレルム 第五 ウイレルム 第六 ステン(アロイス) 生止	一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇	グニス 族ヲ 失フ サキソン 統ヲ 復ス 能ク 癩癘ヲ 醫治ス ハスチングスニ 戰テ 敗死ス ノルマン 統 英國ヲ 征服シ 封建制度及ヒノルマン語ヲ 引用ス 出獵シテ 矢ニ 中ル アンセルム 終技ト 為ル 其兄ロバルトノ 位ヲ 僭ス フランタチ子ト 争フ 愛倫ヲ 征服シ 久シク バツケツト 争フ 其子ヲ 叛 十字軍ニ 従事シ サラヂンヲ 破ル 海外ノ 屬地ヲ 喪フ 賜權大證書ヲ 下付ス レウエズ及ヒ エグスハムノ 戰アリ モントズルト 初メテ 下院ヲ 設ク ウイレルムヲ 戡定ス フルキルク等ノ 戰アリ	サキソン統
第十一世紀	一〇 二〇 三〇 四〇 五〇 六〇 七〇 八〇 九〇	ハロルド 第一世 ハロルド 第二世 ウイレルム 第五 ウイレルム 第六 ステン(アロイス) 生止	一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇	ノルマン 統 英國ヲ 征服シ 封建制度及ヒノルマン語ヲ 引用ス 出獵シテ 矢ニ 中ル アンセルム 終技ト 為ル 其兄ロバルトノ 位ヲ 僭ス フランタチ子ト 争フ 愛倫ヲ 征服シ 久シク バツケツト 争フ 其子ヲ 叛 十字軍ニ 従事シ サラヂンヲ 破ル 海外ノ 屬地ヲ 喪フ 賜權大證書ヲ 下付ス レウエズ及ヒ エグスハムノ 戰アリ モントズルト 初メテ 下院ヲ 設ク ウイレルムヲ 戡定ス フルキルク等ノ 戰アリ	サキソン統
第十二世紀	一〇 二〇 三〇 四〇 五〇 六〇 七〇 八〇 九〇	ハロルド 第一世 ハロルド 第二世 ウイレルム 第五 ウイレルム 第六 ステン(アロイス) 生止	一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇	ノルマン 統 英國ヲ 征服シ 封建制度及ヒノルマン語ヲ 引用ス 出獵シテ 矢ニ 中ル アンセルム 終技ト 為ル 其兄ロバルトノ 位ヲ 僭ス フランタチ子ト 争フ 愛倫ヲ 征服シ 久シク バツケツト 争フ 其子ヲ 叛 十字軍ニ 従事シ サラヂンヲ 破ル 海外ノ 屬地ヲ 喪フ 賜權大證書ヲ 下付ス レウエズ及ヒ エグスハムノ 戰アリ モントズルト 初メテ 下院ヲ 設ク ウイレルムヲ 戡定ス フルキルク等ノ 戰アリ	サキソン統
第十三世紀	一〇 二〇 三〇 四〇 五〇 六〇 七〇 八〇 九〇	ハロルド 第一世 ハロルド 第二世 ウイレルム 第五 ウイレルム 第六 ステン(アロイス) 生止	一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇	ノルマン 統 英國ヲ 征服シ 封建制度及ヒノルマン語ヲ 引用ス 出獵シテ 矢ニ 中ル アンセルム 終技ト 為ル 其兄ロバルトノ 位ヲ 僭ス フランタチ子ト 争フ 愛倫ヲ 征服シ 久シク バツケツト 争フ 其子ヲ 叛 十字軍ニ 従事シ サラヂンヲ 破ル 海外ノ 屬地ヲ 喪フ 賜權大證書ヲ 下付ス レウエズ及ヒ エグスハムノ 戰アリ モントズルト 初メテ 下院ヲ 設ク ウイレルムヲ 戡定ス フルキルク等ノ 戰アリ	サキソン統
第十四世紀	一〇 二〇 三〇 四〇 五〇 六〇 七〇 八〇 九〇	ハロルド 第一世 ハロルド 第二世 ウイレルム 第五 ウイレルム 第六 ステン(アロイス) 生止	一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇	ノルマン 統 英國ヲ 征服シ 封建制度及ヒノルマン語ヲ 引用ス 出獵シテ 矢ニ 中ル アンセルム 終技ト 為ル 其兄ロバルトノ 位ヲ 僭ス フランタチ子ト 争フ 愛倫ヲ 征服シ 久シク バツケツト 争フ 其子ヲ 叛 十字軍ニ 従事シ サラヂンヲ 破ル 海外ノ 屬地ヲ 喪フ 賜權大證書ヲ 下付ス レウエズ及ヒ エグスハムノ 戰アリ モントズルト 初メテ 下院ヲ 設ク ウイレルムヲ 戡定ス フルキルク等ノ 戰アリ	サキソン統
第十五世紀	一〇 二〇 三〇 四〇 五〇 六〇 七〇 八〇 九〇	ハロルド 第一世 ハロルド 第二世 ウイレルム 第五 ウイレルム 第六 ステン(アロイス) 生止	一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇	ノルマン 統 英國ヲ 征服シ 封建制度及ヒノルマン語ヲ 引用ス 出獵シテ 矢ニ 中ル アンセルム 終技ト 為ル 其兄ロバルトノ 位ヲ 僭ス フランタチ子ト 争フ 愛倫ヲ 征服シ 久シク バツケツト 争フ 其子ヲ 叛 十字軍ニ 従事シ サラヂンヲ 破ル 海外ノ 屬地ヲ 喪フ 賜權大證書ヲ 下付ス レウエズ及ヒ エグスハムノ 戰アリ モントズルト 初メテ 下院ヲ 設ク ウイレルムヲ 戡定ス フルキルク等ノ 戰アリ	サキソン統

表中列王ノ冒頭ニ記載セル數字ハ即位ノ年代ヲ表示スルモノナリ之ヲ例セハエグバルトハ八百二十七年ヲ以テ位ニ即キ在位十一年ナリ

英國史年表

一千四百八十五年ヘンリー第七世ノ即位ヨリビクトリアニ至ル

(第二號)

紀元後	即位	列王	在位	事跡
一四〇〇	八五	ヘンリー 第七世	二四	チウドル統 エドワード第四世ノ女エリザベツスヲ娶リ以テヨーク及ヒランカストルノ二統ヲ合一ス 大ニ通商ヲ勸奨ス封建ノ制漸ク衰フ
一五〇〇	九	ヘンリー 第八世	三八	大ニ苛政ヲ行フ ソルレーブロンデルニ戰テ遂ニ勝ツ 宗教改革ノ端ヲ發ク 其后ヲ去ル二人之ヲ斬ル亦多ク二人及フ ウォールセト龍ヲ失フ フヒツセルモールコロウエル及ヒソルレー断頭セラレ ノランメルノカニ籍リ大ニ改教ノ道ヲ開ク 旧教ヲ復シ西王ヒリツツヲ第二世ニ嫁ス シヤングレーヲ斬リ新教ノ徒數名ヲ禁殺ス ベアウニホルトーワルシガム等ノ輔佐ニヨリ在位ノ間政績特ニ著ハル農業貿易及ヒ文學 旺盛ヲ致ス 國教確立ス 蘇后マリイ断頭セラレ 西班牙ノ艦隊ヲ破ル
一六〇〇	三 二五	ゼームス 第一世 チャールス 第二世	二二 二四	スチユアルト統 英蘇兩國ノ王位ヲ併一ス 火薬密計敗ル 聖經ヲ翻譯セシム ピウリタンス教徒マサキセツ州ノブライモリスニ定住ス 施治暴虐ナリ國會ノ允諾ヲ經スシテ租稅ヲ賦課セント欲ス 内亂隨テ至ル ストラツフホルド及ヒロトドヲ斬ル 千六百四十九年チャールス敗レテ断頭セラレ 共和政體ヲ行フ 長期國會ヲ解散シ自國保ト爲ル 航海令ヲ發ス 和蘭ト戰フ 放逐ナシ在位ノ間自由ヲ害シ德義ヲ紊ル 倫頓殺行レ火ヲ失ス トラレンドンヲ治外ニ逐フルセル及ヒシド丁刑セラレ 舊教ヲ立テテ欲シ得ス竟正テ得スシテ其位ヲ退キ革命起ル 國憲ヲ確立スボイン及ヒラホギウノ戰 ライスウツキノ和議初メテ國債ヲ起ス
一七〇〇	二	アン	一二	マルボロウ及ヒエウゼンブレハム ラミリス マルグラカウ等ニ戰テ大ニ勝ツ 文學大ニ行ハル グリンズウツキ即チハノーデル統 偽王ヲ擁ニテ叛ヲ謀リ成ラ 南海計策 ソール首相ト爲ル 偽王カロテンニ敗ル 佛國ト歐羅巴亞米利加及ヒ亞細亞ニ戰フ グッチンゼンノ戰 カナダヲ征服ス
第十八世紀	一四 二七 六〇	ジョージ 第一世 ジョージ 第二世 ジョージ 第三世	一三 三三 六九	在位年久シク内外多事ナリ米國新疆ヲ伐テ終ニ之ヲ喪フ 佛國ト兵ヲ構フ多年 ウォールトルローノ戰ヲ以テ局ヲ結フ 印度屬地ノ境域大ニ加ハル 貿易昌盛 技術歩ヲ進ムト雖 國債大ニ嵩ム 千八百十一年太子政ヲ攝ス 女王カロリナ刑スルノ議案ヲ國會ニ提出シテ破棄セラレ 加バリノ戰 旧教ヲ信シ及ヒ國教ヲ奉ガル者ヲシテ官職ニ就ク得セシム ム 旧教ノ徒ヲシテ公權ヲ享有セシム 公爵ウエルリント首相ト爲ル伯爵グレイ其任ヲ繼ク 改正議案決了ス 愛倫ノ國教ヲ改ム 英屬新疆ノ役奴ヲ廢ス 東印度證書ヲ更付ス プリンスタールベルトヲ納レテ夫ト爲スメルボルニビルルセル等相繼テ首相ト爲ル
一八〇〇	二〇	ジョージ 第四世	一〇	
第十九世紀	三〇	ウイレム 第四世	七	
	三七	ビクトリア		

英國文學年表

Table with 5 columns: 紀元後 (AD), 政治家及雄將 (Politicians and Generals), 詩人 (Poets), 名僧 (Famous Monks), 雜類 (Miscellaneous). Each column lists names and their corresponding years in a vertical format.

英國史年表解説

(一) 古今英國ノ列王ニシテ英主ト稱ス可キモノハアルフレツトウイルレム嬴王ヘンリー第一世エドワード第一世エドワード第三世ヘンリー第七世エリザベツス及ヒウイルレム第三世ナリ

(二) 英國ニ於テ自由ノ大ニ發達セシハジヨンヘンリー第三世チャールス第一世及ヒゼームス第二世ノ如キ時主位ニ在リテ國勢衰頽ヲ極ムルノ時ニ在リ

(-) クイルレム 嬴王ノ英國ヲ征服シテヨリ以
 來政變ノ大ナルモノハシヨクノ時賜權大証書
 ヲ下シヘンリー三世ノ時初メテ下院ヲ設ケ
 ヘンリー第八世ノ時宗教ヲ變革シゼームス第
 一世即位ノ初年英蘇兩國ノ王位ヲ合一シナヤ
 ーレス第一世國會ト争ヒ戈ヲ交ヘテ竟ニ刑セ
 ラレコロシウエル自ラ首唱ト爲リテ共治政體
 ヲ立テチャーレス第二世ニ至テ遂ニ王政ヲ復
 シゼームス第二世ヲ廢シウイルレム及ヒマリ
 ー祚ニ登リ千六百八十八年國憲ノ主旨ヲ確定

シ女王アンノ時英蘇兩國法ヲ一ニシジヨード
 第三世ノ時千八百年愛倫大英ノ版圖ニ入り及
 ヒウイルレム第四世ノ時千八百三十二年國會
 ノ組織ヲ改ムル是ナリ

英國文學年表解説

(-) 上古英國著名ノ詩人ハカウセルナリエド
 ワード第三世ノ時ヨリリチャード第二世ノ時
 ニ亘リ第十四世紀ノ末ニ及テ其名一世ヲ蓋フ
 然レハ英國ノ古文ハエリザベツスノ世ヲ治ム
 ルニ當リ第十六世紀ノ末ニ至リ始メテ興起セ

シモノナリ學僧フリーカル詩人スペンセル及ヒ
 シヤトキスヒール學士コーコンノ如キ赫奕ノ
 名アル者ナリベリコンマタゼームス第一世ノ
 時ニ至テ猶ホ世ニ在リ殊ニ俊才名士ノ輩出セ
 シハ女王アンノ時ヲ以テ最トスニウトンアゲ
 ソンポープ及ヒスウイツトノ如キ是ナリ

(二) 上欄中記スル所ノウォールセー及ヒガル
 デ子ルハ元ト僧官ナリト雖モ其名却テ政事家
 ヲ以テ著ハル下欄中載ス所ノソルトーマスモ
 ールハ「エトピア」等ノ著者ニシテ學士爵紳ベリ

コンハ英國尚書ノ職ニ就ク前後二回ソルマタ
 ウハールハ法官ヲ以テ聞ヘソルエドワード、コ
 ックハ訟師ヲ以テ鳴ルソルヒリツプシドニ
 ハ「アルカデア」等ノ書ヲ著ハシハルリントンハ
 「オセアナ」等ノ記事ヲ編纂スソルヘンリー、ウオ
 ットン、ジョン、セルデン及ビソルウイルレム、ジ
 ヨー子スノ如キハ絶倫ノ碩學ニシテ政績マタ
 特ニ較著ナルモノナリ

(三) 表中政事及ヒ雄將ノ欄内ニ列スル者ニシ
 テ且ニ著述家ヲ以テ聞ユル者アリラレトクテ

レインドンボリンクブロックライトレットンテ
 ムプルマルベルマルセルノンシドニイブルク
 ノ如キ是ナリ又タ名僧及ビ雜類ノ部ニ記スル
 者ニシテ又ヨク詩ニ長スル者アリアダツワン
 ワツトスウイフト等ノ如キ是ナリ詩人ニシテ
 且ツ文ニ巧ナル者アリ

(四) 英國有名ノ戲文家シエーキスピールハ才
 智俊秀當時ソノ右ニ出ル者ナシミルトンハ近
 世無比ノ史詩家ナリ爵紳ベーカーンハニウトン
 ノ遺書ヲシテ理學ノ體裁ヲ得セシメ以テ物理

天文ノ二學科ニ於テ一大紀年ヲ成スニ至レリ
 猶ホロツクノ心理學ニ於ルカ如シ
 (五) 英國ノ文學ニ於テ特ニ功勞アル者ハ獨リ
 表中示ス所ノ數名ニ止マラス自餘枚舉ニ違ア
 ラス

